

# 平成 29 年度 東京都入札監視委員会

## 第 2 回 第二監視部会

- 日時：平成 30 年 2 月 16 日（金） 午前 9 時 30 分から
- 会場：東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

### ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議対象事案の説明
- 6 審議
  - (1) 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事
  - (2) 路面補修工事(28 三の 20)及び歩道段差改良工事(28 三-2)
  - (3) 街路築造工事及び電線共同溝設置工事その 3 (28 六-補 73 赤羽西)
  - (4) 井の頭恩賜公園西園園地整備工事
  - (5) 芝浦水再生センターほか 1 か所監視制御設備改良工事
  - (6) その他 1 件
- 7 閉会

## 平成 29 年度東京都入札監視委員会 第 2 回第二監視部会

### 出席者

#### 部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	日本大学総合科学研究所教授	有 川 博
委員	(元) 会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史
委員	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授	小 池 孝 子
委員	弁護士	志 賀 こず江

#### 都側職員

財務局	契約調整担当部長	五 十 嵐 律
財務局	経理部 契約調整担当課長	吉 川 健 太 郎
財務局	経理部 契約調整技術担当課長	猪 又 謙
財務局	経理部 契約第二課長	川 崎 秀 和
財務局	経理部 検収課長	三 浦 大 助

#### 説明局

建設局	河川部 改修課長	吉 原 信 貴
建設局	総務部 用度課長	東 山 正 行
建設局	第三建設事務所 補修課長	山 崎 かすみ
建設局	第三建設事務所 副所長兼庶務課長	佐 野 正 佳
建設局	第六建設事務所 副所長兼工事課長	小 池 進
建設局	第六建設事務所 庶務課長	関 正 明
建設局	西部公園緑地事務所 工事課長	中 尾 信 行

下水道局	経理部 契約課長	中野 雄一郎
下水道局	施設管理部 施設保全課長	川村 和也
下水道局	中部下水道事務所 芝浦水再生センター長（課長）	佐藤 浩一
財務局	経理部 契約第二課長	川崎 秀和
教育庁	都立学校教育部 学校健康推進課長	笠松 恒司
教育庁	総務部 契約管財課長	川口 英生

## 平成29年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

### 1 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第2号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)審議対象事案 平成28年度下半期に契約締結した工事
- (3)事案抽出方針 平成29年8月31日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり
- ア 高額・低入札価格調査事案
- イ 社会的注目事案
- ウ 高落札率事案
- エ 1者入札事案
- オ 同一事業者による長期継続受注事案

### 2 審議対象事案

上記1により、次の5事案を審議対象とする。

議案	抽出方針	契約局	事業執行局	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	当初契約金額(千円)	最終契約金額(千円)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	低入札調査実施
1	・高額事案 ・低入札価格調査を行った事案	財務局	建設局	28-00369	一般	土木	シールド工事	環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事	平成29年03月08日	平成35年03月14日	70,200,000		91.20	2	2	2	大成建設株式会社	○	○
2	社会的注目事案	建設局	建設局	28-00474	希望	土木	道路舗装工事	路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)	平成29年03月17日	平成30年01月25日	181,980		92.97	8	8	5	世紀東急工業株式会社	○	
3	高落札率事案	建設局	建設局	28-00442	希望	土木	道路舗装工事	街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3(28六-補73赤羽西)	平成29年03月03日	平成29年11月24日	231,139		100.00	8	8	1	株式会社圏央	○	
4	1者入札の事案	建設局	建設局	28-00177	希望	土木	一般土木工事	井の頭恩賜公園西園園地整備工事	平成28年12月02日	平成29年03月31日	105,591	112,949	99.99	21	10	1	株式会社緑峰		
5	同一事業者による長期的継続受注事案	下水道局	下水道局	28-03146	特命	設備	電気工事	芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事	平成28年10月28日	平成29年10月23日	237,600	237,373		1	1	1	メタウォーター株式会社		

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年2月16日（金）	議案番号	1
所管部署	東京都建設局		
施工業種	シールド工事	等級	順位格付
件名	環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事		
場所	東京都中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内まで		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日から平成35年3月14日まで		
契約者	大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体		
契約金額	契約時：70,200,000,000円 変更後：70,285,308,120円		

契約方式	一般競争入札（技術提案型総合評価方式）
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全2者）
入札参加（指名）者	別紙「入札経過調書」のとおり（全2者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全2者）
施工状況	施工中

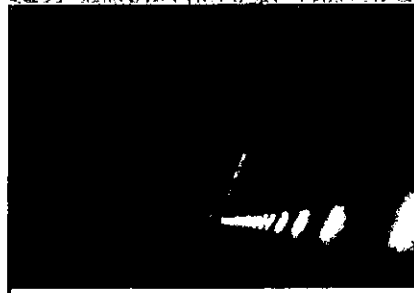
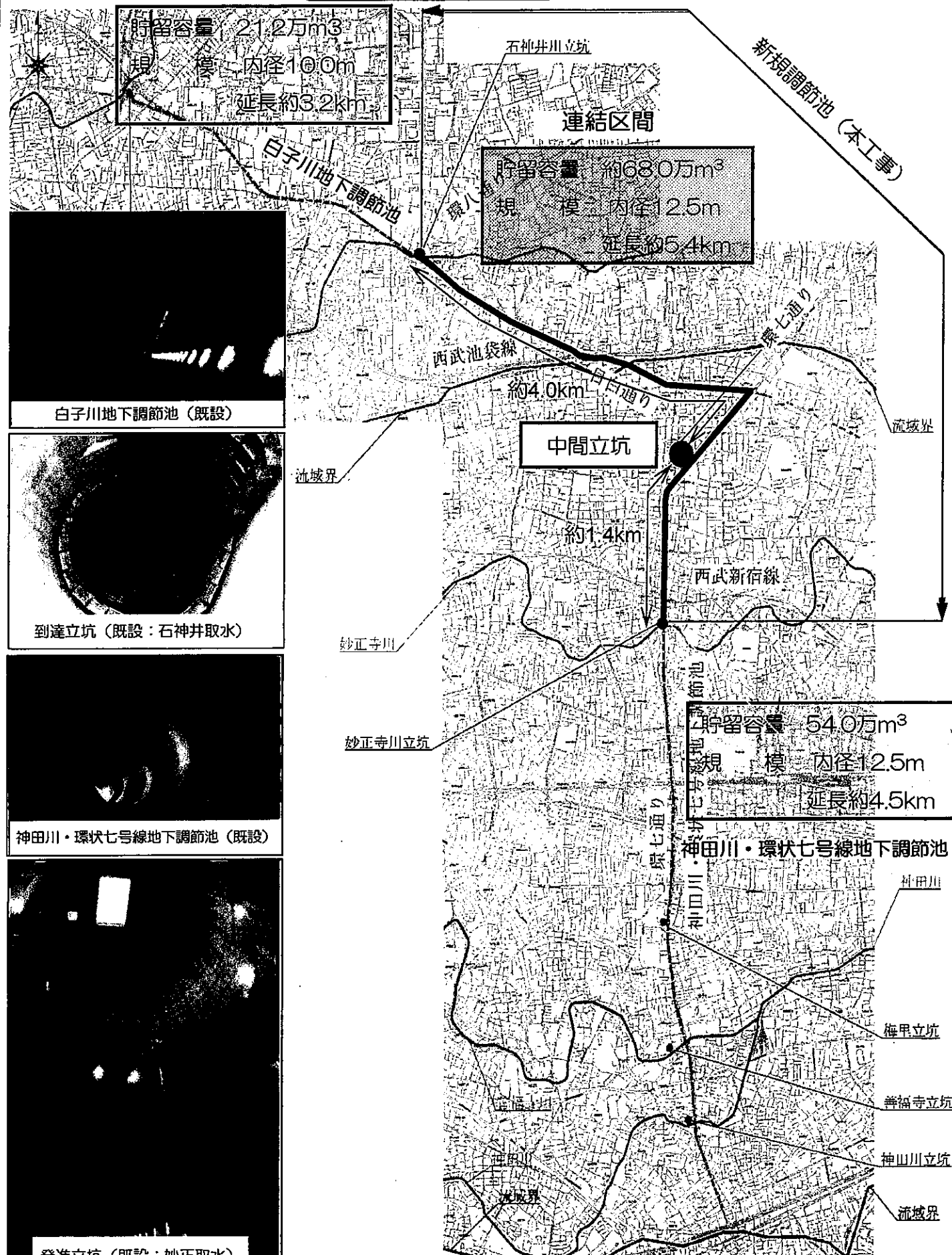
## （備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 低入札価格審査議案兼審査書、低入札価格技術調査報告書
- 8 工事請負契約書（表紙）
- 9 契約内容変更決定通知書及び承諾書

# 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事

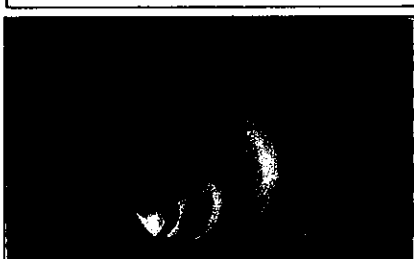
全体平面図



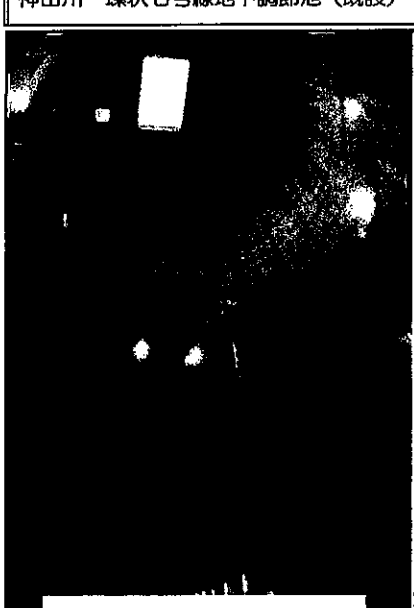
白子川地下調節池(既設)



到達立坑(既設:石神井取水)



神田川・環状七号線地下調節池(既設)

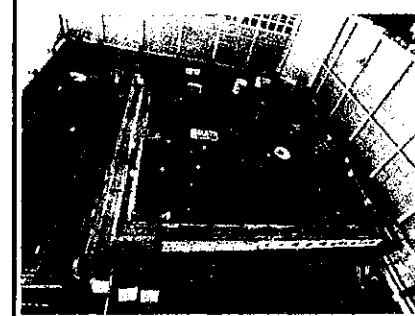


発進立坑(既設:妙正取水)

工事の概要

◇目的  
本工事は、都道環状七号線及び目白通りの地下30~40mに延長5.4kmのトンネル式地下調節池及び中間立坑等を構築し、完成済みの「神田川・環状七号線地下調節池」と現在整備中の「白子川地下調節池」を連結するものである。この調節池の整備により、総延長13.2km、総貯留量143万m<sup>3</sup>の国内最大規模の地下式トンネル調節池が完成し、時間100分の局地的かつ短時間の集中豪雨にも高い効果を発揮する施設となる。本工事は、平成34年度に完了予定である。

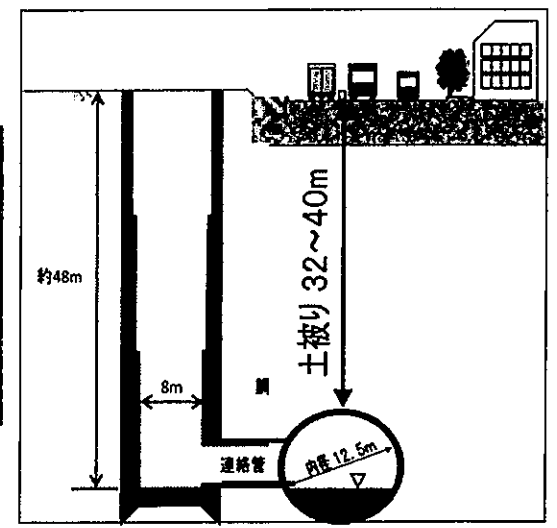
◇工事期間  
平成28年度~平成34年度



中間立坑施工状況 (H29.12末)



発進立坑施工状況 (H29.12末)



環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事 工程表

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
準備工事							
電気設備移設 管理棟解体 敷地整備		■					
準備工事		■					
仮設工事 (搬入路・仮構等)		■		■			
シールド工事 (マシン製作含む)		■	■	■	■		
セグメント製作			■	■	■	■	
その他 (マシン設備)				■	■	■	
中間立坑築造		■	■				
その他 (防音施設・マシン設備等)		■			■		
豊玉立坑						■	
シールド工事						■	
連絡管 (地盤改良含む)				■	■		
インバート工						■	
石神井取水							■
シールド機解体・搬出							■
雑工 (片付け含む)							■

# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-00869		
業種	業種	2300: シールド工事	
	希望受付業種 1	2300: シールド工事	
	希望受付業種 2		
	希望受付業種 3		
件名	【電子】環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事		
履行場所	東京都中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内まで		
概要	シールドトンネル L=5,367.5m、φ=12.5m(内径) 中間立坑 1基 連絡管 L=12.1m、φ=4.25m(内径)		
履行期間	契約確定の日から平成35年 3月14日まで		
契約方法	一般競争入札(技術提案型総合評価方式)		
予定価格(税込)	76,974,127,200円		
発注等級	順位格付		
受付等級	順位格付, JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、ISO9001試行工事		
入札説明会開催日時			
入札説明会開催場所			
公報登載日	平成28年 8月19日		
開札予定日時	平成28年12月 2日 9時30分		
希望申請期間	平成28年10月 7日 9時00分から平成28年10月14日 16時00分まで		
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により資格確認申請をすること。		
希望申請要件 1	添付ファイル「入札説明書」のとおり		
希望申請要件 2			
希望申請要件 3			
希望申請要件 4			
希望申請要件 5			
希望申請要件 6			
希望備考	受付時間は、9時00分から18時00分まで(ただし、資格確認申請期間最終日は16時00分まで)		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	土木担当		
連絡先	03-5388-2624 内線番号: 26-165		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

## 発注予定表 発注予定備考

- 調査基準価格は新基準(平成28年6月1日改正)で算定し、予定価格の7/10以上で設定する。詳細は別添「最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について」のとおり。
- 公表した予定価格は修正する場合がある。その場合は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」に修正後の予定価格を記載する。
- 本件は「契約手続期間の短縮について(試行)」の対象案件である。資格確認通知時には原則図面、積算内訳書等を添付しないため、公表時のものを使用すること。
- 本件は労働条件等に関する特別調査の対象案件である。調査対象工事に選定された場合は調査へ協力すること。詳細は別添「『低入札価格調査対象工事に関する特別調査』の対象拡大について」のとおり。
- 本件は「建設業の魅力発信モデル工事」の試行対象案件である。
- 本件は総価契約単価合意方式試行案件である。実施に当たっては、「総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式によることとする。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。(受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条))
- 資格確認通知⇒平成28年11月8日の予定
- 起工部署 建設局



第 号

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年8月19日

東京都知事 水 池、百 合、子

1 競争入札に付する事項

(1) 業種 シールド工事

(2) 工事件名 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事

(3) 工事場所 中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内まで

(4) 工事概要

ア シールドトンネル  $L=5,367.5m$ 、 $\phi=12.5m$   
(内径)

イ 中間立坑 1基

ウ 連絡管  $L=12.1m$ 、 $\phi=4.25m$ (内径)

(5) 工期 契約確定の日から平成35年3月14日まで

(6) 予定価格 76,974,127,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は電子調達システムにより行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難しく、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第4条による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。

(8) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。ただし、特別重点調査の対象外である。

(9) この工事は、あらかじめ施工方法等について技術提案を受け付ける技術提案型総合評価方式による一般競争入札の対象工事である。

なお、技術提案の範囲等詳細については、「技術提案型総合評価方式実施要領 工事件名：環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事」(以下「実施要領」という。)による。

(10) この工事は、技術提案の提案範囲外の施工方法等について契約締結後にVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。

(11) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、ISO9001試行工事(東京都と受注者とが契約後合意した場合のみ実施)である。

(12) 本案件は、総価契約単価合意方式試行案件である。実施に当たっては、「総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式によることとする。

## 2 技術提案型総合評価方式による一般競争入札とした理由

提案者が提示する性能等によって、工期を遵守又は早期供用開始することにより、白子川、石神井川、妙正寺川、善福寺川及び神田川各沿川の水害軽減となり、周辺環境の向上が図られ、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事であ

るため

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(4)までの全ての事項に該当し、かつ、  
4又は5により事前にこの入札に参加する資格があること  
の確認を受けた者が、この入札に参加することができる。  
る。

(1) 3者以上による建設共同企業体であること。

(2) 建設共同企業体の出資割合が、次のアからウまでの要件を満たしていること。

ア 1パーセント単位で設定し、出資割合の合計は、  
100パーセントであること。

イ 建設共同企業体の構成順位が上位の者の出資割合が、構成順位が下位の者の出資割合を不回らないこと。

ウ 第1順位の構成員の出資割合が、最大であること。

(3) 建設共同企業体の構成員が、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき(以下「経営不振の状態」とい

う。)等。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年、1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

(4) 建設共同企業体の構成員が、次のからまでの全ての要件を満たすこと。

建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に破産若しくは解散した場合、経営不振の状態に陥った場合又は東京都から指名停止措置を受けた場合(以下「経営不振の状態等」という)においては当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。ただし、建設共同企業体の第2順位以降の構成員が経営不振の状態等に陥った場合はあらかじめ東京都の承諾を得た上で経営不振の状態等に陥った構成員を除く当該建設共同企業体の残存構成員が、(1)から(3)まで及び本項に示す要件を満たす構成で新たに建設共同企業体を結成し、かつ、入札書提出までに入札参加資格の確認申請手続を完了し、入札参加資格を得られた場合に限り、入札に参加できるものとする。

なお新たな建設共同企業体の結成は、既に提出した技術提案の内容に変更が生じない場合に限ることとする。

ア 平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種23のシールド工事に格付されていること。

イ 建設共同企業体の第1順位の構成員は、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ申請日時点で有効なもの。以下「経審」という)において、土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

(イ) 建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 建設共同企業体の代表者又は単体の元請として受注した次のa及びbを満たす工事を、平成18年10月1日から平成28年10月14日までの期間内に完成した施工実績を有すること。

a 内径8.5m以上かつ施工延長1km以上の密閉型シールドトンネル工事

b 掘削断面積130㎡以上かつ掘削深度3.5m以上のケーシング工事

ウ 建設共同企業体の第2順位の構成員は、経審における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。

エ 建設共同企業体の第3順位以降の構成員は、経審における土木一式の総合評定値が900点以上であること。

なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、建設共

同企業体の最下位の構成員になることができる。

オ 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

#### 4 電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、

(4) (イ)の施工実績について、東京都建設局河川部改修課特定施設建設担当(新宿区西新宿二丁目8番1号、東京都庁第二本庁舎6階南側担当)向出電話03-5320-5423(ダイヤルイン))の確認を受けた後、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の備考欄に確認日を記載し、これを電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、東京都建設局河川部改修課における施工実績の確認に当たっては、当該施工実績が一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した工事実績情報システム(以下「コリンズ」という。)に登録されている工事の場合はその工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを、当該施工実績の全部又は一部がコリンズに登録されて

いない工事の場合はその工事の契約書の原本及び契約設計図書等並びに実績を証する資料を提示すること。

(2) 申請書を提出する際は、入札説明書において指示された必要書類を提出し、又は提示すること。

(3) 申請書及び必要書類(実施要領8に定める技術提案書等(以下「技術提案書等」という。))を除く。(以下「申請書等」という。)は、平成28年10月7日(金)から同月14日(金)までの休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで(ただし、最終日は午後4時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

(4) 申請書提出時に添付できなかった必要書類(技術提案書等を除く。)は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。

ア 期間 平成28年10月7日(金)から同月14日(金)まで

イ 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都財務局経理部契約第一課 担当 河野

ウ 提出に当たっては、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

(5) 技術提案書等は、次のイの担当へ事前連絡し、提出日時を指定を受けた上で持参により提出すること。

ア 期間 平成28年10月7日(金)から同月14日(金)までの休日を除く毎日、午後1時30分から午後4時まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一

課 担 当 河 野 電 話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

(6) 技術提案書等のヒアリングを、原則として技術提案書等の提出者全員に対して、次のとおり実施する。

ア 期間 平成28年10月19日(水)から同月24日(月)まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁舎内会議室

ウ その他 建設共同企業体別の日時及び場所等は、別途通知する。

(7) 必要書類の配布等については、入札説明書のとおり

(8) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)に規定する期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

(9) 技術提案の採否の結果は、(5)アの期間に技術提案書等を提出した者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書による通知に併せて通知し、技術提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付記する。

5 紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) あらかじめ(7)ただし書の承認を受け、紙入札によりこの入札に参加する者は、3(4)イ(ウ)の施工実績について、東京都建設局河川部改修課特定施設建設担当(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎6階南側 担当 向山 電話 03-5320-5423



(ダイヤルイン))の確認を受けた後、東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(様式第1号の2。以下「申込書」という。)の裏面に確認日を記載し、これを提出して、参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、東京都建設局河川部改修課における施工実績の確認に当たっては、当該施工実績がコリンズに登録されている工事の場合はその工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズの登録により発行されたもの)の写しを、当該施工実績の全部又は一部がコリンズに登録されていない工事の場合はその工事の契約書の原本及び契約設計図書等並びに実績を証する資料を提示すること。

(2) 申込書を提出する際は、入札説明書において指示された必要書類を提出し、又は提示すること。

(3) 申込書及び必要書類(以下「申込書等」という。)は、(5)イの担当へ事前連絡し、提出日時の指定を受けた上で持参により提出すること。

ア 期間 平成28年10月12日(水)から同月14日(金)までの毎日、午後1時30分から午後4時まで

イ 場所 (5)イに同じ。

ウ その他 建設共同企業体の各構成員の平成27・28年度東京都受付票を必ず持参すること。

また、提出に当たっては、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

(4) 技術提案書等のヒアリングを、原則として技術提案書等の提出者全員に対して、次のとおり実施する。

- ア 期間 ~~4(6)~~アに同じ。  
イ 場所 ~~4(6)~~イに同じ。  
ウ その他 ~~4(6)~~ウに同じ。

- (5) 申込書等の配布等については、入札説明書のとおり  
(6) この入札に参加する資格の確認結果は、~~(3)ア~~の期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なおこの入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

- (7) 技術提案の採否の結果は、~~(3)ア~~の期間に技術提案書等を提出した者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書による通知に併せて通知し、技術提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付記する。

6 入札説明書、契約条項等に関する事項

- (1) 入札説明書を次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から平成28年10月14日(金)までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 ~~4(5)~~イに同じ。

ウ その他 電子調達システムの入札情報サービスにおいても掲載する。

- (2) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 ~~(1)ア~~に同じ。

イ 場所 ~~4(5)~~イに同じ。

- (3) ~~(4)ア~~並びに~~イ~~の~~(イ)~~及び~~(イ)~~を満たす希望者に対して、設計図書等の貸与を行う。貸与を希望する者は、入札説明書において指示された書類を持参すること。

ア 期間 (1)アに同じ。

イ 場所 4(5)イに同じ。

なお、貸与したものについては、郵送(書留)、信書便(書留に準ずるもの)又は持参により、入札締切時まで返却すること。

- (4) 技術提案書等の作成に関する質問等、質問及び回答は、全て電子メールにより行う。質問受付期間等の詳細は、入札説明書による。

## 7. 入札手続等

- (1) 積算に係る質問受付期間及び回答予定日 4(8)又は5(6)により、この入札に参加する資格があると通知を受けた者は、当該通知を受けた日から平成28年11月15日(水)までの休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで(ただし、最終日は正午まで)に、電子調達システムにより提出すること。

なお、提出された質問に対する回答については、原則として当該通知を受けた者全員に対して電子調達システムにより回答することとし、平成28年11月21日(月)までに回答する。

- (2) 電子調達システムによる入札書の提出及び入札期間  
入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通知日から平成28年11月30日(水)までの休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

- (3) 紙入札による入札の日時及び場所等

ア 持参日時 平成28年11月30日(水) 午後4時

イ 持参場所 新宿区西新宿二丁目8番1号、東京都庁第一本庁舎4階北側、第2入札室

ウ 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による  
場合の入札書の受領期限及び宛先

(ア) 受領期限 平成28年11月30日(水) 必着

(イ) 宛先 4(4)イに同じ。

(4) 技術提案を行って採用の通知を受けた提案については、採用された提案に基づいた入札金額で入札しなければならない。技術提案を行って適正と認められなかった提案については、標準案に基づいた入札価格で入札しなければならない。詳細は、実施要領10に定めるとおりとする。

(5) 技術提案が採用された課題に対する技術提案書等1部の受領期限及び宛先

郵送(書留)、信書便(書留に準ずるもの)又は持参により、次のとおり受け付ける。持参する場合は、次のウの担当へ事前連絡し、提出日時の指定を受けた上で提出すること。

ア 受領期限 (3)ウ(7)に同じ。

イ 宛先 4(4)イに同じ。

ウ 持参する場合の連絡先 4(5)イに同じ。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年12月2日(金) 午前9時30分

イ 場所 (3)イに同じ。

(7) 入札に際しては、東京都が定めた「電子入札用」工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(昭和40年8月18日付40財経一発第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(8) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、実施要領に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(9) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(10) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の~~3~~以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、  
入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(12) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次の~~イ~~から~~ウ~~までのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、  
契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる者であっても、~~又~~又は~~イ~~の場合を除き、免除としない。

(13) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が平成29年第一回東京都議会定例会で可決された後に、本契約を締結する。

(14) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、東京都入札監視委員会(連絡先：東京都財務局経理部

総務課 電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

8 総合評価の方法

入札説明書による。

9 競争入札参加資格審査

東京都における平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、平成28年10月6日(木)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を提出し、申請書等又は申込書等の提出時まで審査を完了させ、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されなければならない。

また、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されている者で、入札参加を希望する業種に格付されていない者については、平成28年10月6日(木)までに再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時まで当該業種に格付されなければならない。

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 実施要領は、入札説明書の一部を構成するものである。

(3) 入札参加希望者は、提出した技術提案書等に関して、東京都から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札公告及び入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(5) 提案で求める性能等の要求要件及び評価基準は、実施要領による。

(6) この契約事務の担当部署 4 (5)イに同じ。

#### 11 Summary

(1) Nature and Quantity

Construction work for the wide-area, underground regulating reservoir (Shakujigawa River section) beneath Ring Road No. 7

(2) Location of Work or Location of Implementation

From Nogata 5-chome, Nakano-ku to Takamatsu 3-chome, Nerima-ku, Tokyo

(3) Work Period or Implementation Period

From the day of conclusion of the contract to March 14 (Tuesday), 2023

(4) Time Limit of Tender by electronic bidding

4:00 p.m. on November 30 (Wednesday), 2016

(5) Inquiry Section, regarding Notice of Tender

Person in charge of civil engineering, 1st Contracting Section, Accounting Division, Bureau of Finance, Tokyo Metropolitan Government



# 天 札 説 明 書

## 1 競争入札に付する事項

(1) 業 種 シールド工事

(2) 工事件名 環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事

(3) 工事場所 中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内まで

(4) 工事概要

ア シールドトンネル  $L=5,387.5m$ 、 $\phi=12.5m$ (内径)

イ 中間立坑 1基

ウ 連絡管  $L=12.1m$ 、 $\phi=4.25m$ (内径)

(5) 工 期 契約確定の日から平成35年3月14日まで

(6) 予定価格 76,974,127,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難く、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第7による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。

(8) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。ただし、特別重点調査の対象外である。

(9) この工事は、あらかじめ施工方法等について技術提案を受け付ける技術提案型総合評価方式による一般競争入札の対象工事である。

なお、技術提案の範囲等詳細については、別添「技術提案型総合評価方式実施要領 工事件名：環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事」(以下「実施要領」という。)による。

(10) この工事は、技術提案の提案範囲外の施工方法等について契約締結後にVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。

(11) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、ISO9001試行工事(東京都と受注者とが契約後合意した場合のみ実施)である。

(12) 本案件は、総価契約単価合意方式試行案件である。実施に当たっては、「総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式によるものとする。

(13) この工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条に基づき、受

注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

## 2 技術提案型総合評価方式による一般競争入札とした理由

提案者が提示する性能等によって、工期を遵守又は早期供用開始することにより、白子川、石神井川、妙正寺川、善福寺川及び神田川各沿川の公害軽減となり、周辺環境の向上が図られ、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事であるため

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(4)までの全ての事項に該当し、かつ、4又は5により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

- (1) 3者以上による建設共同企業体であること。
- (2) 建設共同企業体の出資割合が、次のアからウまでの要件を満たしていること。
  - ア 1パーセント単位で設定し、出資割合の合計は、100パーセントであること。
  - イ 建設共同企業体の構成順位が上位の者の出資割合が、構成順位が下位の者の出資割合を下回らないこと。
  - ウ 第1順位の構成員の出資割合が、最大であること。
- (3) 建設共同企業体の構成員が、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等取扱要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき(以下「経営不振の状態」という。)等。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
  - エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者
  - オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)。

- (4) 建設共同企業体の構成員が、次のアからオまでの全ての要件を満たすこと。

建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に、破産若しくは解散した場合、経営不振の状

態に陥った場合又は東京都から指名停止措置を受けた場合(以下「経営不振の状態等」という。)においては、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。ただし、建設共同企業体の第2順位以降の構成員が経営不振の状態等に陥った場合は、あらかじめ東京都の承諾を得た上で経営不振の状態等に陥った構成員を除く当該建設共同企業体の残存構成員が、(1)から(3)まで及び本項に示す要件を満たす構成で新たに建設共同企業体を結成し、かつ、入札書提出までに入札参加資格の確認申請手続を完了し、入札参加資格を得られた場合に限り、入札に参加できるものとする。

なお、新たな建設共同企業体の結成は、既に提出した技術提案の内容に変更が生じない場合に限ることとする。

ア 平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種23のシールド工事に格付けされていること。

イ 建設共同企業体の第1順位の構成員は、次の(ア)から(イ)までの要件を満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時時点で有効なもの。以下「経審」という。)において、土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

(イ) 建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(ロ) 建設共同企業体の代表者又は単体の元請として受注した次のa及びbを満たす工事を、平成18年10月1日から平成28年10月14日までの期間内に完成した施工実績を有すること。

a 内径8.5m以上かつ施工延長1km以上の密閉型シールドトンネル工事

b 掘削断面積130㎡以上かつ掘削深度35m以上のケーソン工事

ウ 建設共同企業体の第2順位の構成員は、経審における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。

エ 建設共同企業体の第3順位以降の構成員は、経審における土木一式の総合評定値が900点以上であること。

なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき事業協同組合については、建設共同企業体の最下位の構成員になることができる。

オ 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

#### 4 電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、(4イロ)の施工実績について、東京都建設局

河川部改修課特定施設建設担当(新宿区西新宿二丁目8番4号 東京都庁第二本庁舎6階南側)担当 向山 電話 03-5320-5423 (ダイヤルイン)の確認を受けた後、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の備考欄に確認日を記載し、これを電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、東京都建設局河川部改修課における施工実績の確認に当たっては、当該施工実績が一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した工事实績情報システム(以下「コリンズ」という。)に登録されている工事の場合はその工事に関するしゅん工事工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを、当該施工実績の全部又は一部がコリンズに登録されていない工事の場合はその工事の契約書の原本及び契約設計図書等並びに実績を証する資料を提示すること。

- (2) 申請書を提出する際は、次の(イ)及び(ロ)の必要書類を原則としてファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難しい場合は(ハ)イに従い紙により提出すること。ただし、エの書類は(ニ)ウに従い持参により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合については、指名停止等取扱要綱別表5の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

ア 次の(イ)を画面印刷したもの及び(ロ)に押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認する際に提出すること。

(7) 建設工事共同請負入札参加資格審査申込書、建設共同企業体協定書及び委任状を電子調達システムにより提出すること。

(イ) 必要な場合は、委任状(復代理人用)又は使用印鑑届を作成しておくこと。

イ 第1順位の構成員は、ウの必要書類とは別に次の書類を提出すること。

「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について(通知)」(直近で、かつ、申請日時時点で有効なもの)の写し

ウ 建設共同企業体の各構成員は、次の必要書類を提出すること。

(7) 東京都以外の団体による指名停止履歴一覧表(別紙1)

(イ) 東京都発注工事の履行状況一覧表(別紙2)

(ロ) 公正取引委員会立入検査状況一覧表(別紙3)

(エ) 工事事務履歴一覧表(別紙4)

(オ) 経審の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近で、かつ、申請日時時点で有効なもの)の写し

(カ) 配置予定技術者については、次のとおりとする。

a 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し

及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類及び工事業種に対応する資格証の写し又は実務経験に係る書類を提出すること。

b 配置予定技術者については、本契約締結前まで変更することができる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査時以降、変更することはできない。

なお、配置予定技術者の変更にあたっては、工事希望票兼予定監理技術者等調書及びこの書類を提出することとし、既に提出した実施要領3に定める技術提案書等（以下「技術提案書等」という。）の内容に変更が生じない場合に限ることとする。

c 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

d 配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。

e 本案件は、主任技術者の兼務をすることができる。主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印前の兼務申請書を申請書提出時に添付ファイルにより提出することとし、一般競争入札参加資格確認結果通知後から本契約締結時までの間においては次の工事主管部署における確認印押印済みの兼務申請書を郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）により速やかに提出すること。

本案件の工事主管部署

東京都第三建設事務所工事第二課

中野区中野四丁目8番1号（中野総合庁舎内）、電話 03-3387-5206（ダイヤルイン）

エ 技術提案書等を5部提出すること。技術提案書等の作成に係る詳細については、実施要領による。

なお、申請書の提出時において、標準案に基づき施工しようとすることはできない。

(3) 申請書及び必要書類は、次のとおり受け付ける。

ア 申請書及び必要書類（(2)エの技術提案書等を除く。）（以下「申請書等」という。）は、平成28年10月7日（金）から同月14日（金）までの東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時まで（ただし、最終日は午後4時まで）、電子調達システムにより受け付ける。

イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類（(2)エの技術提案書等を除く。）は、原則として郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）により、次のとおり受け付ける。

(7) 期間 平成28年10月7日（金）から同月14日（金）まで（必着）

(4) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿4丁目8番1号 東京都財務局経理部契約第一課 担当 河野 電話 03-5388-2624（ダイヤルイン）

(6) その他 提出に当たっては、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

ウ (2)エの技術提案書等は、次の(イ)の担当へ事前連絡し、提出日時の指定を受けた上で持参により提出すること。

(7) 期間 平成28年10月7日(金)から同月14日(金)までの休日を除く毎日、午後1時30分から午後4時まで

(イ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課 担当 河野 電話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

(4) 技術提案書等のヒアリングを、原則として技術提案書等の提出者全員に対して、次のとおり実施する。

ア 期間 平成28年10月19日(水)から同月24日(月)まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号、東京都庁舎内会議室

ウ その他 建設共同企業体別の日時及び場所等は、別途通知する。

(5) 委任状(復代理人用)、使用印鑑届及び別紙1から別紙4までの用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から平成28年10月14日(金)までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 (3)ウ(イ)に同じ。

ウ イで配布するほか、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(6) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アに規定する期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

(7) 技術提案の採否の結果は、(3)ウ(イ)の期間に技術提案書等を提出した者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書の通知に併せて通知し、技術提案が適正と認められなかった場合はその理由を付記する。

## 5 紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) あらかじめ(7)ただし書の承認を受け、紙入札によりこの入札に参加する者は、(3)ウ(イ)の施工実績について、東京都建設局河川部改修課特定施設建設担当(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎6階南側 担当 向山 電話 03-5320-5428(ダイヤルイン))の確認を受けた後、東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)の裏面に確認日を記載し、これを提出して、参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、東京都建設局河川部改修課における施工実績の確認に当たっては、当該施工実績がコリン

ズに登録されている工事の場合はその工事に関するしゅん工事工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを、当該施工実績の全部又は一部がコリンズに登録されていない工事の場合はその工事の契約書の原本及び契約設計図書等並びに実績を証する資料を提示すること。

(2) 申込書を提出する際は、4(2)の必要書類を提出し、又は提示しなければならない。

(3) 申込書及び必要書類(以下「申込書等」という。)は、4(3)ウ(イ)の担当に事前連絡し、提出日時の指定を受けた上で、第1順位の構成員が、全構成員分を取りまとめて一括して持参により提出すること。

ア 期間 平成28年10月12日(水)から同月14日(金)までの毎日、午後1時30分から午後4時まで

イ 場所 4(3)ウ(イ)に同じ。

ウ その他 建設共同企業体の各構成員の平成28年度東京都受付票を必ず持参すること。

(4) 技術提案書等のヒアリングを、原則として技術提案書等の提出者全員に対して、次のとおり実施する。

ア 期間 4(4)アに同じ。

イ 場所 4(4)イに同じ。

ウ その他 4(4)ウに同じ。

(5) 申込書、委任状(復代理人用)、使用印鑑届及び別紙1から別紙4までの用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 4(5)アに同じ。

イ 場所 4(3)ウ(イ)に同じ。

ウ その他 4(3)ウに同じ。

(6) 建設共同企業体協定書及び工事希望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。

ア 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 都民広場地不、弘済会アシスト 電話 03-5381-6385(ダイヤルイン)

イ 営業時間 休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(7) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

(8) 技術提案の採否の結果は、(3)アの期間に技術提案書等を提出した者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書の通知に併せて通知し、技術提案が適正と認められなかった場合は、同通知書にその理由を付記する。

## 6 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 ~~4(5)ア~~に同じ。

イ 場所 ~~4(3)ウ(イ)~~に同じ。

(2) ~~3(4)ア並びにイの(ア)及び(イ)~~を満たす希望者に対して、次のとおり設計図書等の貸与を行う。

貸与を希望する者は、~~4(3)ウ(イ)~~の担当に事前連絡し、日時の指定を受けた上で、受付票、経審結果通知書の写し及び建設業許可証明書の写しを持参すること。

ア 期間 ~~4(5)ア~~に同じ。

イ 場所 ~~4(3)ウ(イ)~~に同じ。

なお、貸与したものについては、郵送(書留)、信書便(書留に準ずるもの)又は持参により、入札締切時まで返却すること。

(3) 技術提案書等の作成に関する質問及び回答は、全て電子メールにより行うこととし、~~3(4)ア並びにイの(ア)及び(イ)~~を満たすことを次のアの期間に確認した者からのみ、次のとおり質問を受け付ける。

なお、意見表明と解されるものについては、回答しないことがある。

また、質問及び回答の内容は、原則として次のア及びイにより確認を受けた者(以下「質問可能者」という。)全員に対して通知することとし、本件契約の一部を構成するものとする。

ア 質問可能者の確認期間 公告の日から平成28年8月31日(水)までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 確認場所 ~~4(3)ウ(イ)~~に同じ。

ウ 質問受付締切日時 平成28年9月2日(金)午後5時

エ 最終質問回答期限 平成28年9月12日(月)

オ その他 ~~4(3)ウ(イ)~~の担当に事前連絡し、日時の指定を受けた上で、技術提案書作成に係る質問申請書、受付票、経審結果通知書の写し及び建設業許可証明書の写しを持参すること。要件を満たす者に対し、具体的な質問方法を通知する。

なお、(2)と同時に行うことを妨げない。

## 7 入札手続等

(1) 積算に係る質問受付期間及び回答予定日 ~~4(6)又は5(7)~~により、この入札に参加する資格があると通知を受けた者は、当該通知を受けた日から平成28年11月16日(水)までの休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで(ただし、最終日は正午まで)に、電子調達システムにより提出すること。

なお、提出された質問に対する回答については、原則として当該通知を受けた者全員に対して電



子調達システムにより回答することとし、平成28年11月21日(月)までに回答する。

(2) 電子入札による入札書の提出及び入札期間 4(6)又は5(7)により、この入札に参加する資格があると通知を受けた者は、当該通知を受けた日から平成28年11月30日(水)までの休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより提出すること。

(3) 紙入札による入札の日時及び場所

ア 持参日時 平成28年11月30日(水) 午後4時

イ 持参場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側4階 第2入札室

(4) 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 受領期限 平成28年11月30日(水) 必着

イ 宛先 4(3)イ(イ)に同じ。

(5) 技術提案を行って採用の通知を受けた提案については、採用された提案に基づいた入札金額で入札しなければならないが、技術提案を行って適正と認められなかった提案については、標準案に基づいた入札価格で入札しなければならない。詳細は、実施要領10に定めるとおりとする。

(6) 技術提案が採用された課題に対する技術提案書等上部の受領期限及び宛先

郵送(書留)、信書便(書留に準ずるもの)又は持参により、次のとおり受け付ける。持参する場合は、次のウの担当へ事前連絡し、提出日時の指定を受けた上で提出すること。

ア 日時 4(4)アに同じ。

イ 宛先 4(3)イ(イ)に同じ。

ウ 持参する場合の連絡先 4(3)ウ(ウ)に同じ。

(7) 開札の日時・場所

ア 日時 平成28年12月2日(金) 午前9時30分

イ 場所 4(3)イに同じ。

(8) 入札に際しては、東京都が定めた[電子入札用]工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(昭和40年8月18日付40財経一第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(9) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、実施要領に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(10) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札について不正の行為があったとき。
- イ 虚偽の申請を行った者のした入札
- ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は、東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札
- エ その他、入札心得に違反したとき。
- (11) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。
- ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。
- イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。
- (13) 入札書には、自己の見積もった金額の100分の100に相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。
- (14) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち合わせる。
- (15) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。
- ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。
- イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。
- ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。
- なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる者であっても、ア又はイの場合を除き、免除としない。
- (16) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が平成29年第一回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

(17) 落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等取扱要綱別表各号に掲げる取扱要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

(18) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第44条第1項の規定により、契約金額が36億円未満の場合は40パーセント(3億6千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は10パーセントを支払う。

なお、規則第44条の3第1項の規定により中間前金払を行う場合は、契約金額が36億円未満の場合は20パーセント(1億8千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は5パーセントを支払う。

(19) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、東京都入札監視委員会(連絡先:東京都財務局経理部総務課 電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

## 8 落札者の決定方法

落札者の決定方法、総合評価の方法等は実施要領による。

## 9 競争入札参加資格審査

(1) 平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、平成28年10月6日(木)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を提出し、申請書等又は申込書等の提出時まで審査を完了させ、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されなければならない。

また、平成27・28年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されている者で、入札参加を希望する業種に格付されていない者については、平成28年10月6日(木)までに再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時まで当該業種に格付されなければならない。

(2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(平成28年3月31日付特定調達第2421号)第1号及び第2号を参照すること。

(3) (1)の審査及び申請に関する問合せ先 東京都財務局経理部契約第一課資格審査担当 電話 03-5388-2622(ダイヤルイン)

## 10 その他

(1) 入札参加希望者は、提出した技術提案書等に関して、東京都から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 実施要領は、入札説明書の一部を構成するものである。

(3) 入札公告及びこの入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(4) この契約事務の担当部署は4(3)ウ(イ)と同じ。

# 技術提案型総合評価方式

## 実施要領

工事件名：環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事

平成28年8月

東京都建設局

## 1 適用

この要領は、技術提案型総合評価方式により、民間企業から東京都が要求する性能、機能、技術等（以下、「性能等」という。）に関する技術提案を募集して、価格と性能等の価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する次の工事に適用する。

- (1) 工事件名：環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事
- (2) 工事場所：東京都中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内
- (3) 工事概要：シールドトンネル L=5367.5m、 $\phi$ =12.5m（内径）  
                  連絡管                  L=12.1m、 $\phi$ =4.25m（内径）  
                  中間立坑                  1基
- (4) 工期：契約確定の日から平成35年3月14日まで

## 2 技術提案の範囲及び評価項目

- (1) 今回求める技術提案は、下記「評価項目」に関する施工計画である。
- (2) 技術提案は、設計図面、特記仕様書、金抜設計書（以下、「設計図書」という。）及び【別紙1】基本条件※1、基本条件図書※2、参考図書※3、【別紙2】標準案※4等を踏まえて、より適切な技術又は工夫により工事の品質確保を図る施工計画を作成する。
- (3) 技術提案の評価項目は、以下の通り（課題1～3）とし、各課題に対する技術提案の内容と技術提案に関する施工計画を明示した技術提案書（【様式2】を表紙とする。）及び技術提案を含む工事全体の施工計画を明示した施工計画書（【様式3】を表紙とする。）を作成する。なお、詳細は、【別記1】総合評価の方法等による。

課題1：工期内に工事を確実に完了させるための取組

課題2：構造物の品質確保に対する取組

課題3：周辺地域への配慮に対する取組

- ※1 基本条件は、技術提案を含む工事全体の施工計画において、基本条件の内容に満たない場合に、入札参加資格を付与しないものである。
- ※2 基本条件図書は、基本条件の補足説明用の資料のこと。
- ※3 参考図書は、土質条件や工事用地など技術提案を行うにあたり必要に応じて参考とすることができる資料のこと。なお、参考図書に示されていない条件等を使用して技術提案をする場合は、具体的な根拠を明示すること。
- ※4 標準案は、基本条件を踏まえ、標準的な工法を用いて行った設計案のこと。なお、標準案を変更する場合には、構造計算等の具体的な説明を求める。

### 3 技術提案の方法

#### (1) 基本事項

入札に参加する意思のある場合は、課題1から課題3の全てについて、技術提案を提出すること。なお、各課題につき、最低1つ以上の提案を提出すること。

#### (2) 技術提案の方法

ア 技術提案は、【様式2】技術提案書及び【様式3】施工計画書（以下「技術提案書等」という。）を提出すること。

イ 技術提案が不採用となった項目について、標準案により施工することで入札に参加する意思のある場合は、【様式2】技術提案書の該当項目に「○」を記載の上、議会議決後の本契約後遅滞なく、不採用部分の標準案による施工計画を提出すること。

### 4 設計図書に関する資料の貸与

設計図書に関する資料の貸与については、入札説明書による。

### 5 技術提案書等の作成に関する質問及び回答

技術提案書等の作成に関する質問及び回答については、入札説明書による。

質問書の様式は、【様式1】質問書による。

### 6 技術提案書等の作成にあたっての留意事項

#### (1) 技術提案書等の記載について

- ア 指定されている様式の文字及び枠線については、省略や削除をしてはならないものとする。
- イ 各様式に記載する文字の大きさは、10.5ポイント（数式や注釈で使用する記号等を除く。）以上とし、1枚あたり32行以下とする。また、説明図表等に用いる文字は、判読可能な文字の大きさとする。
- ウ 技術提案書等の記載に当たっては、競争入札参加希望者、技術者、協力会社及び技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名及びこれらを特定できる固有名詞等（ローマ字などで頭文字等をイニシャル表示とする場合を含む。）の記載をしてはならない。
- エ 特定の会社が判明される記述については、各提出資料の表紙を除いて認めない。
- オ 上記アからエに違反していると認められた場合、基礎点について、「不合格」として取り扱い、入札参加資格を付与しない。その場合、技術提案の審査及び評価は行わない。
- カ 「技術提案を含む工事全体の施工計画」の作成にあたっては、【別紙3】施工計画に記入すべき項目について、漏れなく記載すること。また、技術提案により付加項目が生じた場合には、適宜、施工計画に記入する項目を追加し、記載すること。

キ 「技術提案を含む工事全体の施工計画」において、基本条件の内容に満たない場合は、基礎点について、「不合格」として取り扱い、入札参加資格を付与しない。その場合、技術提案の審査及び評価は行わない。

(2) 提出方法について

技術提案書等の提出に当たっては、次のことに留意するとともに、【別記2】技術提案書等の提出方法を参照すること。

(技術提案書の提出)

ア 技術提案書の一式をA4版のフラットファイルにまとめ、これを5部(正1部、副4部)提出すること。なお、副本には会社名を記載しないこと。

イ 技術提案書は、用紙の片面のみを使用して作成すること。

ウ 技術提案の内容を明示した技術提案書は、課題毎に1提案につき、A4版2枚以内とする。ただし、表紙とする【様式2】はこの中に含まない。

また、技術提案に関する施工計画には、A4版とA3版の用紙を使用できるものとする。なお、課題毎に1提案につき、A4版の枚数は3枚以内、A3版の枚数は3枚以内までとする。

併せて、技術提案に関する概要書をA3版1枚で作成し、提出すること。当該用紙サイズ毎の枚数制限を超えて提案を行った場合は、その提案の審査を行わず、評価を「否」として扱うものとする。

なお、図面・補助資料等の枚数は含まない。(図面・補助資料等は、A3サイズでも可とし、技術提案書等とは別にA3ファイルに綴じて5部提出すること。)

エ 技術提案により構造物の形状等を変更しようする場合は、構造計算書等の根拠資料を添付すること。これらの資料は、補助資料等を含めるものとする。

オ 技術提案の内容を明示した技術提案書は、課題ごとに区別して1セットにまとめること。

カ A3版の用紙は、ゼット折とする

(施工計画書の提出)

キ 技術提案を含む工事全体の施工計画について、A4版30枚以下(用紙の片面のみを使用。表紙とする【様式3】はこの中に含まない。)でフラットファイルにまとめ、これを5部(正1部、副4部)提出すること。なお、副本には会社名を記載しないこと。

ク 技術提案を含む工事全体の施工計画に基づき工事工程を作成し、【別紙5】にて提出すること。なお、【別紙5】で提出する工事工程は、前項キの資料枚数(A4版30枚以下)には含まないものとする。



#### (電子データの提出)

ケ 技術提案書、技術提案を含む全体の施工計画及び図面・補助資料等の電子データを1部提出すること

電子データのファイル形式は、様式についてはWORD形式とし、その他については原則としてWORD形式、EXCEL形式又はPOWERPOINT形式とする。ただし、関連図面等の作図に、上記のファイル形式以外を用いた場合は、PDF形式に変換するものとする。電子データの作成元に関する情報は削除すること。

電子データは、電磁的記録媒体（CD-R等）に記録し、次のことを表示したラベルを貼ったものとし、記録後はウイルスチェックを行うものとする。①工事件名、②競争入札参加希望者名、③ウイルス対策ソフト名、④ウイルス定義（提出日における最新版とする。）、⑤ウイルスチェック日

#### (3) ヒアリングの実施について

技術提案書等のヒアリングについては、入札説明書による。

#### (4) その他

- ア 提出期限以降は、原則として、提出された技術提案書等の追加及び差し替えは認めない（電子データを含む）。ただし、提出された資料や提出内容について確認等が必要となった場合には、東京都から競争入札参加希望者に対して、技術提案書等の追加及び差し替えを求める場合がある。
- イ 提出された技術提案書等は返却しない。
- ウ 提出された技術提案書等は必要に応じ、東京都が複写することがある。
- エ 技術提案書等の提出に係るすべての費用（ヒアリングに要する費用を含む。）は、競争入札参加希望者の負担とする。
- オ 競争入札参加希望者が提出した技術提案書等に虚偽の記載がある場合は、失格とし、入札参加資格を付与しない。

### 7 技術提案書等の審査

技術提案書等の審査は、提出された施工計画の内容が【別記1】総合評価の方法等に示す基礎点合格の条件を満たしていることを確認した後に行う。

### 8 総合評価の方法

総合評価の方法は、基礎点、技術点及び価格点を加算した総合得点（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、詳細は、【別記1】総合評価の方法等による。

### 9 技術提案の採否通知等

技術提案書等の審査による基礎点の合格・不合格及び技術提案の採用・不採用については、

競争入札参加資格の確認の通知に併せて、当該技術提案を提出した者に対して個別に【様式4】採否通知書により通知する。

なお、競争入札参加資格の確認がなされなかった者（本実施要領の規定により入札参加資格が付与されなかった者を含む。ただし、基礎点の審査結果が「不合格」であった者を除く。）については、採否通知は行わない。

#### 10 技術提案が採用された場合の入札等

- (1) 技術提案が採用された者は、入札時に、採用された技術提案に基づいた技術提案書等を1部提出するとともに、その内容に基づいて積算した金額で入札しなければならない。また、不採用の提案があった場合、不採用の提案については、標準案に基づいて積算した金額で入札しなければならない。
- (2) 提出した技術提案のうち採用された提案は、必ず当該技術提案に基づいて施工することとし、その施工に必要な費用は、入札金額に含むものとする。
- (3) 技術提案が全て「不採用」であっても標準案の施工計画により施工することで入札に参加する者は、標準案の施工計画に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

#### 11 落札者の決定方法

競争入札参加者の入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

#### 12 契約となった技術提案の取扱い

技術提案の採用を認めた後、本工事で採用された技術提案について、東京都がその他の工事において、その提案等を使用しようとする場合、その内容が一般的に使用されている状態になっているときには、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。

#### 13 責任の所在等

- (1) 設計図書において、施工方法等を指定しない部分の工事に関する東京都の契約の相手方の責任は、東京都が技術提案を適正と認めた場合においても軽減されるものではない。
- (2) 東京都の契約の相手方は、技術提案に係る工事目的物の性能、品質について保証するものとし、技術提案に係る工事目的物の性能等について提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合、東京都は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行なうことができる。
- (3) 東京都の契約の相手方は、技術提案に係る部分において、特許権等の対象となって

いる工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### 14 その他

- (1) 本技術提案型総合評価方式に関して使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、全て横書きとする。
- (2) 東京都が配布するまたは貸与する資料等は、入札参加に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (3) 東京都は、当該技術提案を提出した者の承諾を受けた上で技術提案の内容を公表することができる。
- (4) 東京都の契約の相手方の責による事由により、採用された技術提案について実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減じることがある。
- (5) 【様式4】採否通知書を受理した者で、基礎点で不合格又は技術提案不採用の理由に対して再度説明を受けたい者は、この通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く）に、財務局経理部契約第一課に対して再度書面により当該理由についての説明を求めることができる。

【様式1】

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(住所)  
競争入札参加希望者  
(氏名)

印

## 質 問 書

工事 件名	環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事	連絡者氏名 TEL
番号	質 問	回 答

《注意事項》

- 1 用紙は、A4版を縦使いとします。
- 2 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
- 3 表の右側回答欄には、記載しないでください。
- 4 記載欄が不足する場合は、任意の用紙（A4版）を使用し、番号を連番で記載してください。

【様式2】

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(住所)  
競争入札参加希望者  
(氏名)

印

## 技術提案書

環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事の技術提案型総合評価方式の実施要領に基づき、技術提案を提出します。また、技術提案については、下記のとおり取り扱います。

### 記

1. 技術提案の取り扱いについて（該当する欄に○を附す）

課題1	「工期内に工事を確実に完了させるための取組」に関して、別添の通り提案します。 なお、本提案のうち、	
	<input type="radio"/>	採用されたものについては、当該提案に基づいて施工します。また、不採用になったものについては、標準案で施工します。
	<input type="radio"/>	一部または全部が不採用の場合、入札を辞退します。
課題2	「構造物の品質確保に対する取組」に関して、別添の通り提案します。 なお、本提案のうち、	
	<input type="radio"/>	採用されたものについては、当該提案に基づいて施工します。また、不採用になったものについては、標準案で施工します。
	<input type="radio"/>	一部または全部が不採用の場合、入札を辞退します。
課題3	「周辺地域への配慮に対する取組」に関して、別添の通り提案します。 なお、本提案のうち、	
	<input type="radio"/>	採用されたものについては、当該提案に基づいて施工します。また、不採用になったものについては、標準案で施工します。
	<input type="radio"/>	一部または全部が不採用の場合、入札を辞退します。

《注意事項》

- 1 技術提案の内容及び当該技術提案に関する施工計画を添付すること。
- 2 技術提案が採用されなかった場合に標準案の施工を希望する者は、上記該当部分に「○」を記すこと。この場合、契約後遅滞なく、不採用部分の標準案による施工計画を提出すること。

【様式3】

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(住所)  
競争入札参加希望者  
(氏名)

印

## 施工計画書

環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事の技術提案型総合評価方式の実施要領に基づき、技術提案を含む工事全体の施工計画を提出いたします。

### 《注意事項》

- 1 資料の添付可能枚数を上回らないこと（実施要領6（2）を参照のこと）。
- 2 フォントは、10.5以上とする。
- 3 添付する資料に、競争入札参加希望者、技術者、協力会社及び技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名及びこれらを特定できる固有名詞等（ローマ字などで頭文字等をイニシャル表示とする場合を含む。）の記載をしてはならない。
- 4 施工計画書には、技術提案を含む工事全体の施工計画の内容に整合した工事工程を【別紙5】により提出すること。なお、【別紙5】は、技術提案を含む工事全体の施工計画（A4版30枚以下）の枚数には含まないものとする。
- 5 施工計画には、【別紙3】施工計画に記入すべき項目について、漏れなく記載すること。また、技術提案により付加項目が生じた場合には、適宜、施工計画に記入する項目を追加し、記載すること。

【様式4】

平成 年 月 日

(住所)  
競争入札参加希望者 殿  
(氏名)

印

東京都知事

## 採否通知書

提出された技術提案書等に対する審査結果について下記の通り通知します。

### 記

1. 工事件名 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事
2. 技術提案等に対する審査結果

項目	判定区分	不採用等の理由
基礎点の合否	合格・不合格	
課題1	提案①	採用・不採用
	提案②	採用・不採用
	提案③	採用・不採用
課題2	提案①	採用・不採用
	提案②	採用・不採用
課題3	提案①	採用・不採用
	提案②	採用・不採用
	提案③	採用・不採用

※基礎点の審査結果が「不合格」であった場合、入札参加資格を付与しない。

注) 不採用等に関する問合せ先  
東京都財務局経理部契約第一課 TEL03-5388-2621

【別記1】

## 総合評価の方法等

工事件名：環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事

### 1 総合評価の方法

総合評価における「評価値」の算出等については、以下のとおりとする。

#### (1) 評価値の算出式

$$\text{評価値} = \text{基礎点} + \text{技術点} + \text{価格点}$$

#### (2) 基礎点（100点）

技術提案を含む工事全体の施工計画が、基本条件の内容を満たしている場合、基礎点として100点を与える。ただし、技術提案を含む工事全体の施工計画において、基本条件の内容を満たさないと判定された場合には、不合格とする。なお、不合格となった場合、技術提案の審査及び評価は行わない。

#### (3) 技術点（60点満点）

「2 技術提案を求める項目」に示す課題1～3について、「3 技術提案の評価方法」に基づき審査する。課題1は計25点満点、課題2は計20点満点、課題3は計15点満点とし、合計60点の技術点を与える。1提案当たりの配点は課題1においては、10点満点が2項目、5点満点が1項目、課題2は各項目10点満点、課題3は各項目5点満点とする。

ただし、「否」評価となる提案があった場合、該当する項目の技術提案は「不採用」として取り扱い、標準案の施工計画による施工を行うものとする（技術提案の一部または全部が不採用になった場合、入札の辞退を希望する者を除く）。

#### (4) 価格点（60点満点）

下記の式により算出した数値に基づき、価格点を与える。

$$\text{価格点} = (1 - 0.5 \times (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 60$$

注1 技術点は小数点以下5位を四捨五入し、小数点以下4位までとする。

注2 価格点は入札参加者間の評価値の差が小数点以下5位より上の位で初めて生じている場合及び評価値に差が無い場合は、小数点以下4位未満の端数を切り捨て、小数点以下4位までとする。入札参加者間の評価値の差が小数点以下4位未満で初めて生じている場合は、その初めての差が生じる位未満の端数を切り捨て、当該位までとする。

注3 予定価格は消費税を除いた額とする。

### 2 技術提案を求める項目

課題1：工期内に工事を確実に完了させるための取組（提案数は最大3提案とする）

課題2：構造物の品質確保に対する取組（提案数は最大2提案とする）

課題3：周辺地域への配慮に対する取組（提案数は最大3提案とする）



### 3 技術提案の評価方法

#### ア 評価対象及び技術点

##### 【課題1】 工期内に工事を確実に完了させるための取組 (計25点満点)

###### 《評価対象》

本工事にて整備する調節池は、完成済みの「神田川・環状七号線地下調節池」と現在整備中の「白子川地下調節池」を連結するものである。この調節池の整備により総延長約13.2キロメートル、総貯留量143万立方メートルの国内最大級規模の地下式トンネル調節池が完成し、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも高い効果を発揮する施設となる。本工事では、環状七号線及び目白通りの地下32～40メートルにトンネル式の調節池を構築するとともに環状七号線沿いの都有地に維持管理用の立坑を構築する。トンネル式調節池の整備後には、発進立坑や到達立坑箇所において、取水施設の改築工事やこれに伴う設備、建築工事が予定されており、本工事が平成34年度内に確実に完成するよう工程を管理する必要がある。

そこで①～③についての取組について、技術提案を求める。

##### ①シールド工法による大口径、大深度、長距離掘進施工に対する取組 (10点満点)

長距離、大深度、大断面、高水圧下及び多様な土質を施工するにあたってのリスクを抽出し、そのリスクの発生を抑えるとともに、トラブル発生時の工程遅延を最小限にする取組について技術提案を求める。

なお、標準案による施工は、【別紙2】標準案のシールドトンネルの項を参照のこと。

##### ②大口径シールド工法の急曲線施工に対する取組 (10点満点)

大深度、大断面、高水圧下での施工となる急曲線部 (R=100m部：距離No.3+13.318m～No.5+11.500m、No.257+7.299m～No.261+4.995m、No.264+7.538m～No.268+6.850m、R=115m部：距離No.99+12.598m～No.113+9.606m)での施工にあたってのリスクを抽出し、そのリスクの発生を抑えるとともに、トラブル発生時の工程遅延を最小限にする取組について技術提案を求める。

なお、標準案による施工は、【別紙2】標準案のシールドトンネルの項を参照のこと。

##### ③中間立坑及び連絡管の確実な施工に対する取組 (5点満点)

大深度、高水圧下での施工となる中間立坑をシールドトンネルが通過するまでに確実に構築を終了させるとともに、連絡管をシールドトンネルに確実に接続するため、施工時のリスクを抽出し、そのリスクの発生を抑えるとともに、トラブル発生時の工程遅延を最小限にする取組について技術提案を求める。

なお、標準案による施工は、【別紙2】標準案の中間立坑及び連絡管の項を参照のこと。

##### 【課題2】 構造物の品質確保に対する取組 (各10点満点、計20点満点)

###### 《評価対象》

本工事にて使用する合成セグメントの品質確保やトンネル及び中間立坑の構築における施工管理は、施設の機能の信頼性やライフサイクルコストに影響を与える重要な要素である。

そこで①～②についての取組について、技術提案を求める。

##### ①中間立坑の品質確保に対する取組

(ひび割れ防止、止水性の確保、品質管理などに留意して)

標準案は、【別紙2】標準案の中間立坑の項及び【別紙1】基本条件に示す各技術基準等により、品質を確保する。

##### ②トンネルの品質確保に対する取組

(発進・到達部及び切開き部止水・導水対策、二次覆工コンクリート充填などに留意して)

標準案は、【別紙2】標準案のシールドトンネルの項及び【別紙1】基本条件に示す各技術基準等により、品質を確保する。

##### 【課題3】 周辺地域への配慮に対する取組 (各5点満点、計15点満点)

###### 《評価対象》

本工事において、発進立坑(妙正寺川取水施設)となる箇所は、神田川・環状七号線地下

調節池（二期工事）の整備において、平成9年から同19年までの長期間にわたり、工事を実施していた場所である。また、中間立坑の整備箇所は、閑静な住宅街に面している。このような地域において、今後、長期間にわたり、シールドトンネル及び立坑築造の工事を施工することから、施工期間中の周辺地域への配慮として、①～③の取組について、技術提案を求めらる。

①シールドトンネル工事施工に伴う騒音・振動対策に対する取組

標準案は、騒音規制法または東京都環境確保条例を順守するものとしている。

②中間立坑の工事施工に伴う騒音・振動対策に対する取組

標準案は、騒音規制法または東京都環境確保条例を順守するものとしている。

③工事施工に伴う車両搬出入に対する取組

標準案は、特記仕様書に示す交通誘導員を配置し、車両搬出入時の安全を確保している。

《技術点》

評価指標により優/良/可/否を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術点を付与する。

課題及び提案		技術点配点		
		優	良	可・否
課題1：工期内に工事を確実に完了させるための取組（25点満点）				
提案①	シールド工法による大口径、大深度、長距離掘進施工に対する取組	10	5	0
提案②	大口径シールド工法の急曲線施工に対する取組	10	5	0
提案③	中間立坑及び連絡管の確実な施工に対する取組	5	2.5	0
課題2：構造物の品質確保に対する取組（20点満点）				
提案①	中間立坑の品質確保に対する取組	10	5	0
提案②	トンネルの品質確保に対する取組	10	5	0
課題3：周辺地域への配慮に対する取組（15点満点）				
提案①	シールドトンネル工事施工に伴う騒音・振動対策に対する取組	5	2.5	0
提案②	中間立坑の工事施工に伴う騒音・振動対策に対する取組	5	2.5	0
提案③	工事施工に伴う車両搬出入に対する取組	5	2.5	0

イ 評価指標

技術提案の評価指標は次のとおりとする。なお、④評価については不採用とする。

① 優

提案内容の具体性や大きな効果が期待できる内容のもので、標準案に対して合理的な数値的根拠や検討結果が十分に示されており、提案内容が優れているもの。

② 良

提案内容の具体性や効果が期待できる内容のもので、標準案に対して合理的な数値的根拠や検討結果が示されているもの。

③ 可

上記①、②以外の内容のもので、標準案と同等のもので提案を認めるもの。提案による施工を認めるもの。

④ 否

上記①～③以外の内容のもので、標準案を満足せず提案を認めないもの。標準案での施工を求めるもの。

4 留意事項

- (1) 各課題において技術提案の内容に重複が認められた場合、高い評価の提案を加点し、その他の重複している提案は「可」として取り扱うこととし、技術提案としては採用する。
- (2) 優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコストを要しない提案より優位な評価としない。
- (3) 以下に示すような提案項目は、認めない（施工不可）ものとする。
  - ア 工事目的物の変更を伴うもの
  - イ 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの

- ウ 第三者との協議を要するもの  
ただし、通常の工事において必要となる一般的な協議事項（道路使用にあたっての警察協議等）を除くものとする。なお、第三者とは「本件工事監督員と受注者以外の者」をいう。
- エ 関係法令に違反するもの

【別記2】

## 技術提案書等の提出方法

1 提出書類と提出枚数

技術提案の概要に関する資料

技術提案に関する概要書	A3版1枚
-------------	-------

技術提案に関する資料

	技術提案の内容を明示した 技術提案書の1提案の合計枚数上限	技術提案に関する施工計画の1提案の 合計枚数上限
課題1	A4版2枚	A4版3枚まで+A3版3枚まで
課題2	A4版2枚	A4版3枚まで+A3版3枚まで
課題3	A4版2枚	A4版3枚まで+A3版3枚まで

工事全体の施工計画に関する資料

技術提案を含む工事全体の施工計画	A4版30枚以下
技術提案を含む全体の工事工程	A3版1枚

## 2 技術提案書等のフラットファイルへの綴り方

※課題1の提案を3つ、課題2の提案を2つ、課題3の提案を3つ行う場合の例

順番	様 式 等
1	【様式2】
2	技術提案に関する概要書（A3版1枚）
3	課題1に関する1つ目の技術提案（A4版2枚）
4	課題1に関する1つ目の技術提案の施工計画（A4版3枚まで+A3版3枚まで）
5	.
.	.
.	課題1に関する3つ目の技術提案（A4版2枚）
.	課題1に関する3つ目の技術提案の施工計画（A4版3枚まで+A3版3枚まで）
.	課題2に関する1つ目の技術提案（A4版2枚）
.	課題2に関する1つ目の技術提案の施工計画（A4版3枚まで+A3版3枚まで）
.	.
.	.
.	課題3に関する3つ目の技術提案（A4版2枚）
.	課題3に関する3つ目の技術提案の施工計画（A4版3枚まで+A3版3枚まで）

上記、技術提案書とは別冊にて【様式3】により工事全体の施工計画書を提出すること。

順番	様 式 等
1	【様式3】
2	技術提案を含む工事全体の施工計画（A4版30枚以内）
3	【別紙5】技術提案を含む全体の工事工程（A3版1枚）

### 《注意事項》

- 1 技術提案が不採用となった項目について、標準案により施工する意思がある場合は【様式2】への記載を必ず行うこと。この場合、議会議決後の本契約後遅滞なく、不採用部分の標準案の施工計画を提出すること。
- 2 技術提案書と施工計画書をA4版のフラットファイルにまとめ、それぞれ5部（正1部、副4部）提出すること。なお、副本には会社名を記載しないこと。
- 3 図面・補助資料等（構造計算書等を含む）を提出する場合は、技術提案書等とは別冊にして、A3版のファイルに綴じて5部提出すること。

【別紙1】

## 基本条件

工事件名：環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事

項 目		内 容	
工事対象 範囲			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の位置及び工事範囲は、「基本条件図書-1 位置図」、「基本条件図書-2 工事範囲図」に示すとおりとする。</li> <li>①シールドトンネル：5,367.5m</li> <li>②連絡管：12.1m以上</li> <li>③中間立坑（以下、「雙玉立坑」ともいう。）：1基</li> <li>④工期：契約確定の日から平成35年3月14日まで</li> </ul>
地下調節 池条件	発進立坑 （既設）	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発進立坑（以下、「妙正寺川立坑」ともいう。）の位置は、「基本条件図書-3 平面図」である。</li> <li>・発進立坑は、構築が完了している。</li> </ul>
		断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発進立坑の平面および断面形状は、「参考図書-3 発進立坑構造図」である。</li> </ul>
		深度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立坑の内空深度は、AP-15.420mである。</li> <li>・立坑の天端高は、AP+37.460mである。</li> </ul>
シールド トンネル	平面線形	平面線形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面線形は、「基本条件図書-3 平面図」による。</li> </ul>
		縦断線形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦断線形は、「基本条件図書-4 縦断面図」による。</li> </ul>
		断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネルの内径はφ12.5m以上とし、トンネル外径はφ13.2m以下とする。</li> </ul>
連絡管	平面線形	平面線形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面線形は、シールドトンネルと中間立坑を結ぶものとし、連絡管の中心軸は、シールド中心軸及び中間立坑のウェットエリアの短辺の中心軸と垂直に交わるものとする。</li> </ul>
		縦断線形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦断線形は、シールドトンネルから中間立坑へ向けて0.5%上り勾配とする。</li> </ul>
		断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネルの内径はφ4.25m以上とする。</li> </ul>
中間立坑	位置	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間立坑の位置は、「基本条件図書-3」の平面図（その6）に示す網掛けの範囲内とする。</li> </ul>
		断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間立坑の内空は、ドライエリア5.8m×8.0m以上、ウェットエリア4.2m×8.0m以上とする。</li> </ul>
		深度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立坑の内空深度は、連絡管インバート高さより1.25m下がりとする。</li> <li>・立坑の天端高は、AP+40.685mとする。</li> </ul>
到達立坑 （既設）	位置	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・到達立坑（以下、「石神井川立坑」ともいう。）の位置は、「基本条件図書-3 平面図」である。</li> <li>・到達立坑は、構築が完了している。</li> </ul>
		断面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・到達立坑の内空および断面形状は、「参考図書-4 到達立坑構造図」である。</li> </ul>
		深度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立坑の内空深度は、AP-9.559mである。</li> <li>・立坑の天端高は、AP+37.419mである。</li> </ul>

項 目		内 容
構造条件	シールドトンネル 覆工・躯体構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物は、完成後および施工時に作用する荷重に対し、安全な構造とする。</li> <li>・シールドトンネルは二次覆工を省略した構造を基本とする。ただし、鋼製セグメントを使用する部分及びシールドマシンスキンプレート残置部は、二次覆工で仕上げを行うものとする。ただし、鉄筋及び鋼材の二次覆工のかぶり厚は 50 mm 以上とし、仕上り内径については一般部と同じとすること。</li> <li>・「基本条件図書-5 セグメントの設計で考慮する土水圧以外の荷重」に示す範囲においては、土水圧の他に以下の荷重を GL-25m に分散荷重として考慮すること。荷重分散の考え方は、「大深度地下使用技術指針・同解説 平成 13 年 6 月 国土交通省」に準拠する。</li> <li>・上載荷重および土水圧以外の荷重として、全線にわたり内水圧（平常時の内水位：AP+35.25m、異常時の内水位：AP+37.01m）が作用するものとする。</li> <li>・耐用年数 100 年以上とする。</li> <li>・止水対策における設計水圧は 0.49MPa 以上とする。</li> </ul>
	セグメント種類・継手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内水圧に対応できるセグメント、継手とする。</li> <li>・一般部のセグメントは、嵌合継手を有する合成セグメントとする。ただし、これ以外のセグメントを提案する場合は、これと同等またはそれ以上の性能を有することと製作が可能であることを証明すること。なお、性能とは「基本条件図書-7 嵌合継手を有する合成セグメントと同等の基本条件」に示すとおり。</li> </ul>
	接合部の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発進立坑ならびに到達立坑、中間立坑とトンネルとの接続部は、耐荷性および止水性（設計水圧 0.49MPa 以上の耐水圧性能を有すること）を確保した構造とする。</li> <li>・中間立坑との連絡管接続部のセグメントは鋼製セグメントを採用し、セグメント内径φ12.6m 以上、セグメント外径φ13.2m 以下で開口補強を考慮した構造とする。</li> </ul>
	インバート及びトンネル内堰構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インバート及びトンネル内堰構造は、「基本条件図書-8 インバート及びトンネル内堰構造」に示す構造とする。</li> </ul>
連絡管	覆工・躯体構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物は、完成後および施工時に作用する荷重に対し、安全な構造とする。</li> <li>・鋼製セグメントを使用する場合は、二次覆工で仕上げを行う。</li> <li>・上載荷重および土水圧以外の荷重として、全線にわたり内水圧（平常時の内水位：AP+35.25m、異常時の内水位：AP+37.01m）が作用するものとする。</li> </ul>
	セグメント種類・継手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内水圧に対応できるセグメント、継手とする。</li> <li>・セグメントは、鋼製セグメントとする。ただし、これ以外のセグメントを提案する場合は、これと同等またはそれ以上の性能を有することと製作が可能であることを証明すること。</li> </ul>
中間立坑	躯体構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物は、完成後および施工時に作用する下記の荷重に対し、安全な構造とする。 常 時：静水圧+静止土圧+内水圧 施工時：静水圧+主働土圧（同時に主働土圧の 1/2 を偏荷重として 1 方向に載荷） 地震時：静水圧+静止土圧+地震時荷重（地盤変位、慣性力）</li> <li>・土質定数、地下水位の設定については、「参考図書-1 土質条件等」による。</li> <li>・浮き上がりに対する安全率は施工時 1.0 以上、完成時 1.2 以上とする。</li> <li>・ひび割れ指数を 1.0 以上とする。</li> </ul>
	耐震構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 1 地震動に対して耐震性能 1、レベル 2 地震動に対して耐震性能 2 を有する構造とする（資料 1 参照）。</li> <li>・入力地震動は、「基本条件図書-6 入力地震動」に示すとおりとする。</li> </ul>



項 目		内 容	
施工条件	共 通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、土曜日、日曜日は工程に含まない。</li> <li>・現場着手は、工事説明会及び家屋調査の終了後とすること。なお、工事説明会の開催は、最速でも平成29年4月15日以降とする。また、提案者にて上記の時期に開催不可能と判断した場合には、実施可能な時期を想定すること。ただし、妙正寺川立坑の工事用地における現場着手は、7月15日以降とする。</li> </ul>
	シールドトンネル	施工条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密閉型シールド工法とする。</li> <li>・泥水式シールド工法を採用する場合は、測点No. 63+16.212～No.268+19.915の区間において発生する二次処理土については汚染土として処分する。</li> <li>・泥土圧式シールド工法を採用する場合は、発生土を建設泥土として取り扱い、産業廃棄物処分とする。なお、測点No. 63+16.212～No.268+19.915の区間の発生土については汚染土として処分する。</li> <li>・シールドの発進は、妙正寺川立坑とする。シールドマシンが中間立坑の脇を通過した後、中間立坑とトンネルを連絡管により接続する。併せて、資機材の搬入や土砂搬出等の基地を中間立坑用地へ移設し、資機材搬出入、土砂搬出等は、中間立坑及び連絡管を利用する。</li> <li>・妙正寺川立坑及び中間立坑の工事用地における作業については、騒音規制法（平成26年6月18日法律第72号）及び東京都環境確保条例（平成12年12月22日条例第215号）を順守し行うものとする。ただし、現地における暗騒音（解析値：65dB）が騒音規制法及び東京都環境確保条例の該当する規制値を超えている場合には、これを上回らないこととし、さらに可能な限り騒音の低減を図るよう努めるものとする。</li> <li>・妙正寺川立坑の工事用地の敷地外への土砂搬出については8時30分から17時までとする。また、中間立坑の工事用地の敷地外への土砂搬出については、8時30分から17時までとする。ただし、両立坑において、搬出入経路にスクールゾーンを利用する場合は、9時から17時までとする。</li> <li>・資材運搬等において、近隣の路上に工事車両を待機させないこと。</li> </ul>
		土質条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「参考図書－1 土質条件等」に示す地下水、土質等の条件を満足する安全な構造および施工方法とする。</li> </ul>
		工事用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用地は、「参考図書－2 シールド、中間立坑および到達立坑の工事用地」に示す範囲とする。</li> </ul>
施工条件	連絡管	施工条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡管の施工は、中間立坑の工事用地を利用する。</li> <li>・中間立坑の工事用地における作業については、騒音規制法（平成26年6月18日法律第72号）及び東京都環境確保条例（平成12年12月22日条例第215号）を順守し行うものとする。ただし、現地における暗騒音（解析値：65dB）が騒音規制法及び東京都環境確保条例の該当する規制値を超えている場合には、これを上回らないこととし、さらに可能な限り騒音の低減を図るよう努めるものとする。</li> <li>・中間立坑の工事用地の敷地外への土砂搬出については、8時30分から17時までとする。ただし、搬出入経路にスクールゾーンを利用する場合は、9時から17時までとする。</li> <li>・資材運搬等において、路上に工事車両を待機させないこと。</li> </ul>
		土質条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「参考図書－1 土質条件等」に示す地下水、土質等の条件に対して安全な構造および施工方法とする。</li> </ul>
		工事用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用地は、「参考図書－2 シールド、中間立坑および到達立坑の工事用地」に示す範囲とする。</li> </ul>

項 目		内 容
施工条件	中間立坑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間立坑の工事用地における作業については、騒音規制法（平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）及び東京都環境確保条例（平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号）を順守し行うものとする。ただし、現地における暗騒音（解析値：65dB）が騒音規制法及び東京都環境確保条例の該当する規制値を超えている場合には、これを上回らないこととし、さらに可能な限り騒音の低減を図るよう努めるものとする。</li> <li>・中間立坑の工事用地の敷地外への土砂搬出については、8 時 30 分から 17 時までとする。ただし、搬出入経路にスクールゾーンを利用する場合は、9 時から 17 時までとする。</li> <li>・資材運搬等において、近隣の路上に工事車両を待機させないこと。</li> </ul>
	土質条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「参考図書－1 土質条件等」に示す地下水、土質等の条件に対して安全な構造および施工方法とする。</li> </ul>
	工事用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用地は、「参考図書－2 シールド、中間立坑および到達立坑の工事用地」に示す範囲とする。</li> </ul>
技術基準	<p>本工事の実施設計に適用する技術基準は、下記のとおりとする。</p> <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①コンクリート標準示方書 設計編 土木学会 2012 年</li> <li>②調節池の設計指針 東京都建設局 平成 26 年 4 月 …資料 1</li> <li>③東京都土木工事標準仕様書</li> </ul> <p>[中間立坑]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①河川構造物設計基準 東京都建設局 平成 27 年 4 月</li> <li>②コンクリート標準示方書 施工編 土木学会 2012 年</li> <li>③2006 年制定 トンネル標準示方書（開削工法・同解説）土木学会</li> <li>④道路橋示方書・同解説 I 共通編IV下部構造編（社）日本道路協会 平成 24 年 3 月</li> <li>⑤道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編（社）日本道路協会 平成 24 年 3 月</li> <li>⑥大型地下構造物ケーソン設計マニュアル 日本圧気技術協会 平成 27 年 6 月</li> <li>⑦特殊孔構造計算の手引き 東京都下水道サービス部 平成 16 年 6 月</li> <li>⑧土木構造物設計マニュアル（案）国土交通省</li> </ul> <p>[シールド・連絡管]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①内水圧が作用するシールドトンネルの覆工構造に関する設計基準（案）東京都建設局河川部 平成 22 年 2 月 …資料 2</li> <li>②内水圧が作用するトンネル覆工構造物設計の手引き（財）先端建設技術センター 平成 11 年 3 月</li> <li>③トンネル標準示方書 [シールド工法編]・同解説 土木学会 2006 年度版</li> <li>④鉄道構造物等設計標準・同解説シールドトンネル 鉄道総合技術研究所 平成 14 年 12 月</li> <li>⑤下水道仮設設計マニュアル 東京都下水道サービス部 平成 14 年 9 月</li> <li>⑥トンネル・ライブラリー第 23 号 セグメントの設計 [改訂版] 土木学会 平成 22 年 2 月</li> <li>⑦大深度地下使用技術指針・同解説 国土交通省 都市・地域整備局企画課 大深度地下利用企画室 平成 13 年 6 月</li> </ul>	

【別紙2】

## 標準案

(標準的な施工方法等)

工事件名：環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事

標準案の施工計画の項目		標準案	
シールドトンネル	構造条件	断面	地下調節池 「設計図面 40 トンネル標準断面図」による。 内径: $\phi 12.50\text{m}$ (二次覆工省略) 外径: $\phi 13.20\text{m}$
	覆工構造	構造	合成セグメント セグメント継手: 嵌合継手 セグメント幅: 900mm, 1,200mm, 1,800mm セグメント厚: 350mm セグメント分割: 9+K 「設計図面セグメント割付図 41~59」による。
			鋼製セグメント セグメント継手: ボルト締結 セグメント幅: 500mm, 1,000mm セグメント厚: 300mm セグメント分割: 9+K 「設計図面セグメント割付図 41~59」による。
	使用材料	合成セグメント: コンクリート設計基準強度 42N/mm <sup>2</sup> 鋼材等の基準強度 鋼材 SM490 鉄筋 SD345 鋼製セグメント: 鋼材基準強度 SM490, SM490A, SM490B, SM490C, SM490Y, SM570	
	耐久性	防食	標準部 腐食代: 外面・内面ともに 1mm 継手部防食工: 重防食塗装 5mm 下地処理: ショットプラスト(Sa2.5 相当), エポキシ系プライマー塗布 100 $\mu\text{m}$ 塗装: エポキシ系含浸モルタル 5mm 厚 コーキング工: 弾性エポキシ樹脂コーキング
			急曲線部 現場打ち二次覆工
			開口部 現場打ち二次覆工
		止水工	標準部 継手部防水工: 水膨張性シール材(設計水圧 0.49MPa 以上の耐水圧性能, 許容目開き 2mm・許容目違い 2mm) 継手部充填工: 可塑性充填材
			急曲線部 継手部防水工: 水膨張性シール材(設計水圧 0.49MPa 以上の耐水圧性能, 許容目開き 2mm・許容目違い 3mm)
			開口部 継手部防水工: 水膨張性シール材(設計水圧 0.49MPa 以上の耐水圧性能, 許容目開き 2mm・許容目違い 3mm)
立坑との接続部 立坑接続部止水工: 坑口取付け覆工コンクリートによる(防水シール併用(設計水圧 0.49MPa 以上の耐水圧性能))			
製作方法	製作方法	特記仕様書 別紙4 「セグメント製作仕様書」による。	

		標準案の施工計画の項目	標準案
シールドトンネル	トンネル 施工方法	工法選定	泥水式シールド工法
		シールド機の仕様	(1)寸法:掘削外径φ13,470mm、外径φ13,450mm、テール内径φ13,290mm、テールクリアランス 80mm、シールド全長 13,075mm、シールド機長(鋼殻長)12,545mm、テールパッキン(ブラシ 4 段) (2)推力:総推力 161,000kN、ジャッキ 3,500kN×46 本 (3)曲線施工:中折れジャッキ 3,500kN×36 本 (4)排土機構:送排泥管(14B) (5)その他:掘進速度 25mm/min(平均) 裏込め注入管なし(セグメント注入孔からの半同時注入) ビット交換なし。 ※「参考図面 15 シールド機一般図(参考図)」参照
		セグメント組立方法	・手動方式 ・セグメント組立補助機構として、形状保持装置を装備
		長距離掘進対策	・ビット交換:なし ・カットビットチップ材:E5種を使用 ・ビット摩耗量 カットビット:8.8mm (20mm) ※( )内は摩耗限界量 支障物切削ビット:17.4mm (35mm) ・掘削土砂搬送方法:流体輸送によるパイプライン方式 ・排泥中継ポンプ:定速型 5 台、可変速型 1 台 ・材料搬送方法:バッテリー機関車(8t)による軌道方式 ・裏込め注入方式:セグメント注入孔からの半同時注入 ・換気設備:送風管径 1,800mm 風量 2,000m <sup>3</sup> /min
		高速掘進対策	・掘進速度:25mm/min(平均) ・セグメント形式:嵌合方式合成セグメント(継手 ワンパス方式) ・セグメント幅:標準部 1,800mm ・分割数:9+K
		免進工	・免進工法:地下連続壁+免進立坑本体壁の直接切削 ・止水対策:加圧注入型エントランス装置を配置(設計水圧 0.6MPa)
		到達工	・到達工法:受入れ室設置工法(仮壁(NOMST)切削あり) ・止水対策:加圧注入型エントランス装置を配置(設計水圧 0.6MPa)
		周辺環境対策	・妙正寺川立坑での全ての作業は、8時から18時まで ただし、土砂搬出は、8時30分から17時まで ・中間立坑の工事用地におけるシールド掘進関連工種については、屋間施工 ただし、土砂搬出については、9時から17時まで その他工種については、屋間施工(8時から17時まで) ・防音対策 妙正寺川立坑 防音ハウス+防音壁 屋間 最大 65dB(暗騒音を65dBとしている。) 中間立坑 防音ハウス+防音壁 屋夜間 最大 45dB ・交通誘導員 妙正寺川立坑 5人/日 中間立坑 4人/日 交通誘導員の述べ人数等は、特記仕様書による。

		標準案の施工計画の項目	標準案
シールドトンネル	施工計画	発進基地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発進基地 妙正寺川立坑:シールド機組立時 約 4,300m<sup>2</sup> シールド掘進時 約 4,000m<sup>2</sup></li> <li>中間立坑:約 3,900m<sup>2</sup></li> <li>・セグメントストックヤード:妙正寺川立坑 約 250 m<sup>2</sup>(平面積) 中間立坑 約 450 m<sup>2</sup>(平面積)</li> <li>・プラント設備:妙正寺川立坑 約 1,500 m<sup>2</sup> 中間立坑 約 1,500 m<sup>2</sup></li> <li>・土砂ピット:妙正寺川立坑 約 200 m<sup>2</sup> 中間立坑 約 370 m<sup>2</sup></li> </ul>
		建設発生土処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土(シールド一次処理土及び掘削土) 発進基地からダンプトラックにより陸上輸送し、UCR 青梅、坂、番匠免に搬出する。 搬出量 602,200m<sup>3</sup> ※各搬出先へ運搬する土量は、特記仕様書による。</li> <li>・二次処理土・汚泥:再資源化施設に搬出する。 搬出量 67,440m<sup>3</sup> (建設泥土) 搬出量 308,550m<sup>3</sup> (建設泥土(汚染土を含む))</li> </ul>
		工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業サイクル:妙正寺川立坑発進 昼間施工 中間立坑発進 8 時間 2 交代制</li> <li>・日進量:妙正寺川立坑発進 5.4m/日 中間立坑発進 9.0m/日</li> <li>・土砂搬出サイクル:妙正寺川立坑発進 215 台/日(一次処理土最大時) 中間立坑発進 300 台/日(一次処理土最大時)</li> </ul>
		施工管理・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂搬出は、ワンウェイ方式による。</li> <li>・近接施工となる目白企業とう道、西武新宿線・池袋線、中新井上幹線等(下水)に対する計測管理を実施。</li> </ul>
	二次覆工	二次覆工構造	・現場打ち二次覆工 (コンクリート設計基準強度 24N/mm <sup>2</sup> )
		施工方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチールフォームによる現場打ち</li> <li>・コンクリートポンプ車により圧送し、坑内にも中継ポンプを置き打設</li> </ul>
	インバート工	インバート構造	・「設計図面 97 インバート工一般図」による。
		施工方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘進と同時施工</li> <li>・立坑付近はコンクリートポンプ車による打設とする。立坑から離れた箇所は、軌条設備を利用し、アジテータカー(6m<sup>3</sup>)によりコンクリートを運搬し、定置式コンクリートポンプにより打設する。</li> </ul>
	内堀工	内堀構造	・「設計図面 98,99 トンネル内堀構造図(1),(2)」による。
		施工方法	・中間立坑の地上部よりコンクリートポンプ車により打設
	取付覆工	覆工構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発進立坑との取付覆工部は、現場打ちコンクリート(<math>f_c=24N/mm^2</math>)による。</li> <li>・到達立坑との取付覆工部は、現場打ちコンクリート(<math>f_c=30N/mm^2</math>)による。</li> </ul>
		止水方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発進部坑口覆工部:防水シール材(設計水圧 0.49MPa 以上の耐水圧性能)</li> <li>・到達部坑口覆工部:止水鋼板+防水シール材(設計水圧 上記同様)</li> </ul>
		施工方法	・各立坑地上部よりコンクリートポンプ車による現場打ち
	作業区分	作業区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妙正寺川立坑基地:昼間施工(8:00~18:00) ただし、土砂搬出は 8 時 30 分から 17 時まで</li> <li>・中間立坑基地:昼間施工(8:00~17:00) ; 昼夜間施工(8:00~17:00 20:00~5:00)シールド掘進関連工程のみ ただし、土砂搬出は 9 時から 17 時まで</li> </ul>

標準案の施工計画の項目		標準案		
連絡管	構造条件	断面	連絡管 「設計図面 118 連絡管構造一般図」による。 内径: $\phi$ 4.25m 外径: $\phi$ 4.71m	
	覆工構造	構造	覆工構造 (標準部) セグメントの種類: 鋼製セグメント セグメント間継手: ボルト締結 セグメント幅: 1,000mm セグメント厚: 180mm、セグメント分割: 5等分割	
		使用材料	鋼製セグメント: 鋼材基準強度 SM490A	
		耐久性	防食・防錆	現場打ち二次覆工
止水工	継手部防水工: 水膨張性シーリング材(設計水圧 0.49MPa 以上の耐水圧性能, 許容目開き 2mm・許容目違い 3mm)			
トンネル 施工方法	工法選定	・開放型推進工法(鋼製セグメント押込み工法: 全断面高圧噴射地盤改良併用)		
	セグメント組立方法	・中間立坑内に設置する推進台上で組立		
	発進工	・発進: 地盤改良(高圧噴射攪拌工法+薬液注入工法)		
	到達工	・到達: 地盤改良(高圧噴射攪拌工法+薬液注入工法)		
	周辺環境対策	土砂搬出については、9時から17時まで。		
施工計画	工程管理	・作業サイクル: 8時間2交代制 ・日進量: 3.4m/日		
	施工管理・安全管理	・土砂搬出は、中間立坑から行う。 ・地盤改良の施工が完了した後に連絡管の掘進に着手する。		
二次覆工	二次覆工構造	・現場打ち二次覆工 (コンクリート設計基準強度 24N/mm <sup>2</sup> )		
	施工方法	・地上よりコンクリートポンプ車により打設		
インパート 工	インパート構造	・「設計図面 118 連絡管構造一般図」による。		
	施工方法	・地上よりコンクリートポンプ車により打設		
作業区分	作業区分	昼間施工 下記以外の工事については8時から17時まで 昼夜間施工: 掘進工、セグメント組立工 ※土砂搬出については、9時から17時まで		

標準案の施工計画の項目			標準案
中間立坑	構造条件	断面	・「設計図面 125 中間立坑構造一般図」による。
	構造	構造	・「設計図面 125 中間立坑構造一般図」による。 ・完成時の浮上りに対する安全率 施工時 $F_s=1.23$ 完成時 $F_s=1.23$ 以上 ・解析モデル:三次元シェルモデル
		使用材料	・コンクリート設計基準強度 躯体コンクリート:24N/mm <sup>2</sup> 中埋コンクリート:18N/mm <sup>2</sup> ・鉄筋材質:SD345
		耐久性	・使用セメント:低発熱・収縮抑制型高炉セメント ・ひび割れ指数:1.04~2.59(1.0 以下の場合、ひび割れ幅 0.2 mm未満は許容) ・打継目処理:止水板により対応 ・耐用年数:100 年以上
		耐震性	・検討手法:応答変位法
	施工方法	工法選定	・ニューマチックケーソン工法
		躯体構築	・構築ロット高さ 5.5m(標準部) ・打継目には止水板を設置 ・連絡管接続部の開口補強を行う。 ・別途施工の開口部の補強を行う。
		沈下掘削方法	・函内気圧 0~0.18MPa については有人機械掘削 ・函内気圧 0.18MPa 以上については無人機械掘削(5 ロット目沈下から) ・函内気圧 0.39 MPa 以上ではヘリウム混合ガス呼吸システム併用(9 ロット目沈下から) ・ケーソンショベル 山積み 0.15m <sup>3</sup> ×2 台 ・土砂搬出用バケット 有人機械掘削 1.0m <sup>3</sup> 級×3 台 無人機械掘削 1.0m <sup>3</sup> 級×2 台
		沈下促進工	・滑材注入工及び水荷重(9 ロット目沈下から)により対応
		エアブロー対策	・エアブロー回収装置の設置 ・ケーソンの傾斜管理
		姿勢制御・振動対策	・滑材の注入 ・開口率を制限 ・ケーソン沈下計、傾斜計、圧力計、盤圧計を設置
		過沈下防止対策	・先行削孔置換(表層部)および開口率の制限により対応
		近接施工対策	・影響遮断壁(鋼矢板、一次掘削土留め併用)を設置
		周辺環境対策	・騒音対策:防音壁+個別対策(防音ハウス) 屋間最大 62dB(暗騒音を 65dB としている) ・作業時間:全ての作業を 8 時から 17 時の屋間施工 ただし、土砂搬出については、9 時から 17 時まで ・安全対策:交通誘導員 2 人/日 交通誘導員の延べ人数等は、特記仕様書による。
施工計画		施工基地	・基地面積:環状七号線沿い 約 2,700m <sup>2</sup> (敷地全体は約 3,900m <sup>2</sup> )
	建設発生土処分	・施工基地からダンプトラックにより陸上輸送し、UCR 坑、新海面処分場に搬出する。 (日当たり搬出量 平均 20.5m <sup>3</sup> ) 搬出土砂量(UCR 坑) 約 8,300 m <sup>3</sup> (AP+41.5m~AP+12.2m、AP-0.3~9.42m) 搬出土砂量(新海面処分場)約 2,360 m <sup>3</sup> (AP+12.2m~AP-0.3m)	
	工程管理	・1ロット当たりの施工日数:構築 17 日、掘削沈下 49 日(平均) ・掘削沈下量:約 25 cm/回	
	施工管理・安全管理	・連絡管の接続を遅滞なく行うよう、シールド施工に合わせて中間立坑を構築する	
作業区分	作業区分	・屋間施工:全ての作業は 8 時から 17 時まで ・ただし、土砂搬出は 9 時から 17 時まで	
全体	工事工程	別紙 4 を参照のこと。	



【別紙3】 施工計画に記入すべき項目

1. シールドトンネル

工種	項目	細項目	
シールドトンネル	構造条件	断面	
	覆工構造	構造	
		使用材料	
		耐久性	
		製作方法	
	トンネル 施工方法	工法選定	
		シールド機の仕様	
		セグメント組立方法	
		長距離掘進対策	
		高速掘進対策	
		発進工	
		到達工	
		周辺環境対策	
		施工計画	発進基地
			建設発生土処分
	工程管理		
	施工管理・安全管理		
	二次覆工	二次覆工構造	
		施工方法	
	インバート工	インバート構造	
		施工方法	
	内堰工	内堰構造	
		施工方法	
	取付覆工	覆工構造	
		止水方法	
		施工方法	
	作業区分	作業区分	

2. 連絡管

工種	項目	細項目
連絡管	構造条件	断面
	覆工構造	構造
		使用材料
		耐久性
	トンネル 施工方法	工法選定
		セグメント組立方法
		発進工
		到達工
		周辺環境対策
	施工計画	工程管理
		施工管理・安全管理
	二次覆工	二次覆工構造
		施工方法
	インバート工	インバート構造
		施工方法
作業区分	作業区分	

3. 中間立坑

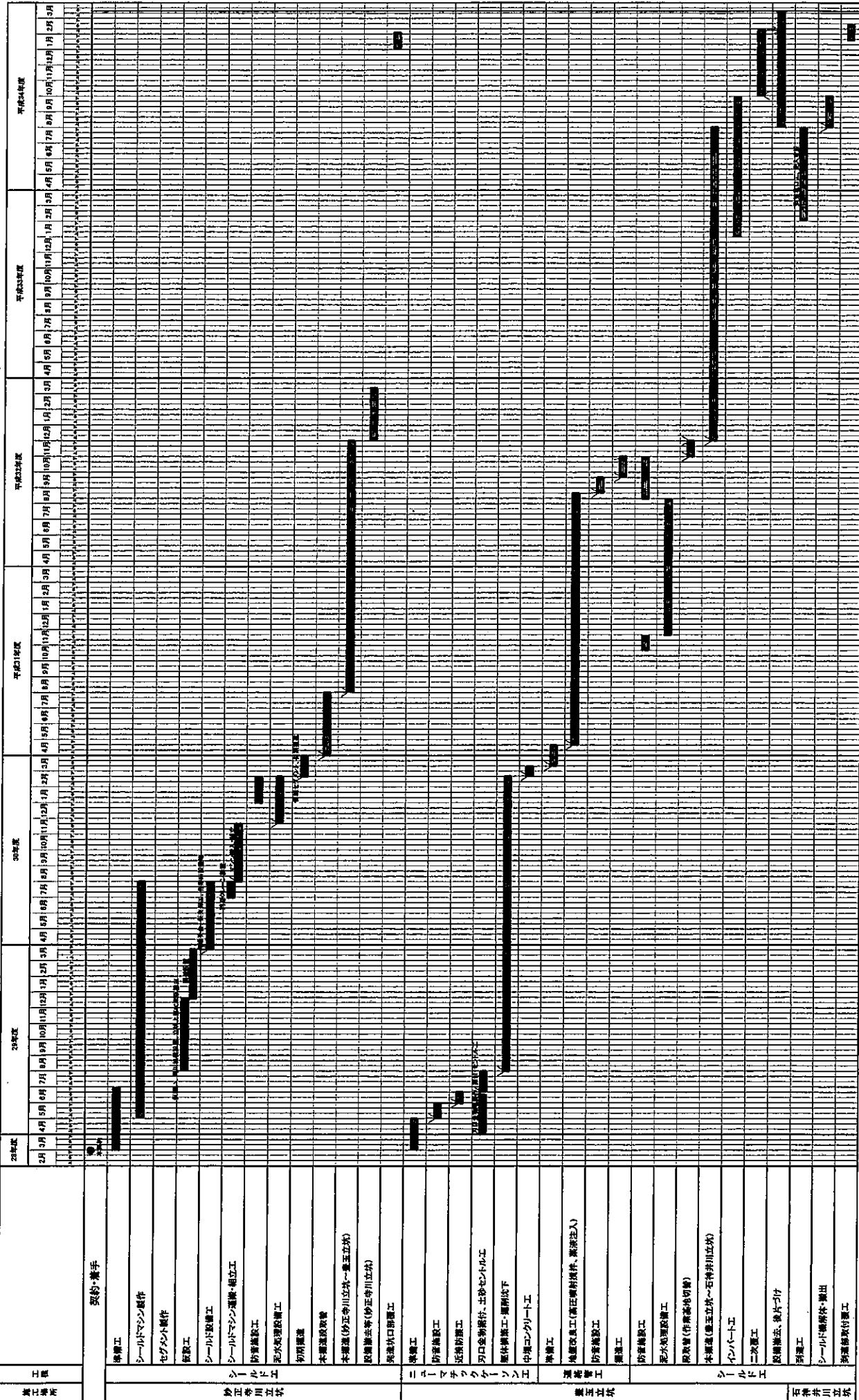
工種	項目	細項目
中間立坑	構造条件	断面
	構造	構造
		使用材料
		耐久性
		耐震性
	施工方法	工法選定
		躯体構築
		沈下掘削方法
		沈下促進工
		エアブロー対策
		姿勢制御・振動対策
		過沈下防止対策
		近接施工対策
		周辺環境対策
		施工計画
	建設発生土処分	
	作業区分	作業区分

4. 全体

工種	項目	細項目
全体	工事工程	

【別紙4】標準案の工事工程

工事件名:環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事





第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28財経一第2150号	
				契約番号	28-00369	
				開札日時	平成28年12月02日 09時30分	
				開札場所	都庁第一本庁舎北側4階 第三入札室	
				予定価格	76,974,127,200円	
件名	環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事					
落札者	大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体			落札	91.1%	
住所	東京都新宿区西新宿6-8-1			金額	70,200,000,000円	
	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体	65,000,000,000円	32.6401	145.0000	177.6401	
2	熊谷・みらい・徳倉建設共同企業体	59,270,000,000円	35.0520	137.5000	172.5520	
記事	<p>履行場所 東京都中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内まで                  工事概要 シールドトンネル L=5,367.5m、φ=12.5m(内径)                  中間立坑 1基                  連絡管 L=12.1m、φ=4.25m(内径)                  工期 契約確定の日から平成35年3月14日まで                  大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体の入札については、調査基準価格を下回る入札をしたため、落札の決定を保留し、21財経総第1147号通知に基づき調査を実施した。調査の結果、当該入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認められたので、平成29年1月16日付で、大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体を落札者と決定する。価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)</p>					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

東京都 TOKYO METROPOLITAN  
GOVERNMENT

トップページ > 都政情報 > 報道発表 > これまでの報道発表 > 報道発表/平成29(2017)年 > 3月 > 地下広域調節池工事を技術提案型総合評価方式により契約

報道発表資料 2017年03月09日 建設局

**「環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事」を  
技術提案型総合評価方式により契約しました。**

「環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事」を技術提案型総合評価方式により契約したので、下記のとおりお知らせします。

記

**1 落札者**

大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体  
(所在地：東京都新宿区西新宿6-8-1)

**2 落札金額**

70,200,000,000円 (税込価格)  
(うち消費税5,200,000,000円)

**3 予定価格**

76,974,127,200円 (税込価格)  
(うち消費税5,701,787,200円)

**4 契約期間**

平成29年3月8日から平成35年3月14日まで

**5 工事概要**

- ▷ シールドトンネル 延長5.4キロメートル、内径12.5メートル、深さ約40メートル
- ▷ 中間立坑
- ▷ 連絡管

**6 開札結果**

	競争入札者	入札金額	技術点	価格点	評価値	
1	大成・鹿島・大林・京急建設 共同企業体	65,000,000,000円	基礎点	100.00	32.6401	177.6401
			課題1	22.50		
			課題2	15.00		
			課題3	7.50		
			計	145.00		
			基礎点	100.00		

73

2	熊谷・みらい・徳倉建設 共同企業体	59,270,000,000円	課題1	17.50	35.0520	172.5520
			課題2	15.00		
			課題3	5.00		
			計	137.50		

※基礎点：本工事で守るべき条件（施工時間帯など）を満たす場合、100点を付与。

## 7 落札者の決定方法

東京都技術提案型総合評価方式実施要綱（平成27年7月10日27財経総第797号）に基づき、公共工事の質を高めることを目的として、性能、機能、技術等に関する技術提案を募集しました。技術審査委員会にて審査し、採用された技術提案と工事価格を総合的に評価した「評価値」の最も高い者を落札者として決定しました。

※評価値の算出方法

評価値＝技術点（160点満点）＋価格点（60点満点）

（技術点には基礎点100点を含む）

## 8 今回工事の特徴

- ▶ 同等の内径で長距離かつ急曲線を施工したシールドトンネル工事の例は過去になく上部の都道環七通り及び目白通りへの影響や長期にわたる工事中断のリスクを最小とする必要があります。
- ▶ 本工事で構築するトンネル等は地下深くに設置するため、作り直しが難しく、維持補修を加えながら、長期間使用する施設です。また、水害を防ぐ施設のため、将来に渡って、壁面のひび割れ等の補修で施設の運用を停止できないことから、より高い品質を確保する必要があります。
- ▶ 工事では、幹線道路及び生活用道路を搬出入路として、約6年利用する予定です。また、現場は住宅地に隣接しており、騒音・振動を極力抑えることが必要です。このため、可能な限り、工事による道路交通の負荷や地域の負担を軽減するなどの配慮が必要です。

## 9 技術提案を求めた項目

工事の特徴に応じた3つの課題を技術審査委員会にて設定し、技術提案を公募しました。

- ▶ 課題1：工期内に工事を確実に完了させるための取組
- ▶ 課題2：構造物の品質確保に対する取組
- ▶ 課題3：周辺地域への配慮に対する取組

## 10 技術審査委員会による落札者の技術提案評価

提出された技術提案は、提案の具体性や期待される効果の大きさと共に、標準案に比べ優位性を示す根拠などを確認し、技術審査委員会において詳細かつ客観的に審査しました。

いずれの入札参加者からも、都が設定した標準案を上回る高いレベルの技術提案が多数寄せられました。予定価格を下回る価格で、標準案を上回るレベルの工事の確実性、完成品の品質、周辺環境負荷の低減を実現する工事の実施が可能となりました。

参考として、採用となった技術提案に対する評価を示します。

### 課題1

施工上のトラブルを回避し、安全かつ確実に工事を完了するため、標準案に対して具体的かつ大きな効果を期待できる提案が十分な根拠とともに多く提案された。

<提案の例>

- ▶ 立坑の鉄筋入りの壁面をシールドマシンでくり抜く際の摩擦や損傷を考慮し、耐久性を十分に高めたシールド機を採用
- ▶ 砂礫地盤であることを考慮し、耐摩耗性の高いシールド設備を多く使用
- ▶ セグメントの止水性の向上と組立方法の工夫により施工中の出水リスクを抑制

### 課題2

構造物の品質確保に向けて、標準案に対して具体的かつ大きな効果を期待できる提案などが十分な根拠とともに提案された。

<提案の例>

74

- ▷ コンクリートのひび割れ発生率をシミュレーションを活用して低減を確認
- ▷ コンクリートの養生の工夫によるひび割れ発生の抑制
- ▷ トンネルと立坑、連絡管の接合部において長期的な止水性を確保するため、掘進方法の工夫や止水性の高い接合方法を採用

### 課題3

周辺地域への配慮の取組として、標準案に対して具体的な効果が期待できる提案が根拠をもって提案された。

<提案の例>

- ▷ 都道環七通りへの交通影響を低減する搬入経路を具体的に検討し実施
- ▷ 土砂を満載したダンプは生活道路を通行しないなど周辺地域に配慮

※標準案と予定価格

標準案とは、発注者が現場状況を踏まえ、工事目的を達成するために、標準的な工法を用いて行った設計案のこと。また、予定価格とは、発注者が、標準案について積算基準に基づき、算出した工事価格のこと。

## 11 技術提案型総合評価方式の実施経緯

日程	内容	備考
平成28年7月15日	第1回技術審査委員会	実施要領の設定
平成28年8月19日	入札公告	
平成28年9月28日	第2回技術審査委員会	学識経験者現場視察
平成28年10月14日	技術提案書提出締切	
平成28年11月1日	第3回技術審査委員会	技術提案書等の審査
平成28年11月8日	技術提案の採否通知	
平成28年12月2日	開札・仮契約	
平成29年1月10日	低入札価格審査委員会	
平成29年3月8日	本契約	第一回部議会定例会議決
平成35年3月14日	契約工期	

## 12 技術審査委員

	現職名	委員名
委員長	建設局河川部長	東野寛
委員	建設局総務部技術管理課長	後藤広治
委員	建設局総務部用度課長	東山正行
委員	土木技術支援・人材育成センター技術支援課長	中村正明
委員	建設局第三建設事務所長	大八木猛
委員	建設局第四建設事務所長	湯川雅史
委員	建設局第三建設事務所工事第二課長	宮崎重成
委員	建設局第四建設事務所工事第二課長	塚田晃平
委員	建設局河川部計画課長	鹿津哲也
委員	建設局河川部中小河川計画担当課長	内野祐彰
委員	建設局河川部改修課長	小木曾正隆
委員	建設局河川部防災課長	吉原信貴
委員	建設局河川部河川保全専門課長	清水幸一

### 13 特別委員（学識経験者）

現職名	委員名
東京大学工学系研究科社会基盤学専攻 教授	小澤一雅
首都大学東京都市環境学部 教授	西村和夫

#### 学識経験者の意見聴取

- ▶ 地方自治法により、総合評価の実施に当たっては、あらかじめ二名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12の4）
- ▶ このため、特別委員にも各回とも審議に参加していただき、その意見を踏まえて実施要領を策定した後、技術審査を行いました。

※別添 環状七号線地下広域調節池について（PDF：643KB）

問い合わせ先 建設局河川部改修課 電話 03-5320-5423
--

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 交通案内 電話：03-5321-1111(代表) 法人番号：8000020130001

Copyright (C) 2018 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.



# 低入札価格調査制度に係る調査マニュアル

平成 21 年 9 月 18 日 21 財経総第 1147 号

## 1 目的

本マニュアルは、工品質の確保及び不良不適格業者の排除を図るために実施する、低入札価格調査制度の円滑な運用を目的として定めるものである。

## 2 基本的な考え方

### (1) 低入札価格調査制度の概要

低入札価格調査制度対象案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「調査対象者」という。）があった場合は、当該案件の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するため、落札の決定を保留する。その後、調査対象者から調査資料の提出を受け、ヒアリング及び積算内訳等の調査を行い、その調査結果を記載した書面により、低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）で審議の上、落札者とするか否かを決定する。

調査に当たっては、調査対象者に対し、調査対象者が積算した内訳が合理的かつ現実的なものであることを、計数的な根拠のある資料等により説明を求めるものとする。

### (2) 調査の内容

調査は、入札価格の積算内訳書の各費用の額により、通常調査又は特別重点調査に区分した上で次の内容を実施する。

ア 調査対象者への調査票及び確認資料（以下「調査票等」という。）の提出要求

イ アの調査票等の内容調査

ウ 経営内容・経営状況・信用状態の調査

エ 調査対象者に対するヒアリング

### (3) 調査の体制

調査に当たっては、契約担当者等（東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号）第 7 条に定める者をいう。以下同じ。）及び工事等を所管する部署（以下「工事主管課」という。）が連携して実施する。

契約担当者等は、主に工事主管課との連絡調整、調査種別の区分、調査対象者への説明、調査票等の提出要求及び受領、経営内容及び経営状況、信用状態の調査、低入札価格審議案兼審査書の作成、委員会への付議、付議結果の通知等を行う。

工事主管課は、主に積算内容の調査、低入札価格技術調査報告書の作成を行う。

なお、(2) エについては、契約担当者等と工事主管課とが合同で実施する。

### (4) 調査の流れ

調査の流れについては、図 1 のとおりである。

なお、調査に要する期間は、落札の決定を保留した日から調査対象者のうち第一順位者の履行可否決定まで、原則 4 週間以内とする。

### 3 調査の進め方

#### (1) 調査種別の区分

契約担当者等は、落札決定の保留後直ちに、開札時に提出された積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を確認し、調査種別の区分を判定する。

通常調査と特別重点調査の適用基準は次のア及びイのとおりとする。ただし、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合は、調査対象者を落札者としなない。

（a）積算内訳書の一般管理費等が入札価格の5%を下回る場合

（b）工事主管局長が特に指定した案件において、調査対象者の積算内訳書の一般管理費等が「工事主管局長が案件ごとにあらかじめ定める基準」を下回る場合（この場合、工事主管局長は、当該基準を契約担当者等に通知し、契約担当者等は、あらかじめ入札公告等により公表しなければならない。）

#### ア 通常調査

（ア）積算内訳書の各費目の金額が全て表1の基準を満たす場合

（イ）積算内訳書のコレにかかわらず、技術提案型総合評価方式（入札時VE）の適用案件である場合

#### イ 特別重点調査

アに該当しないもの。

表1 調査区分の適用基準

積算内訳書の費目	直接工事費（※1）、 発生材（有価物）売却費、 ガス工事費等（※2）	共通仮設費	現場管理費（※1）	一般管理費等
金額	予定価格における直接工事費の75%以上 ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）売却費、ガス工事費等を含む場合は、予定価格における直接工事費の75%に、予定価格における発生材（有価物）売却費、ガス工事費等を加えた金額以上	予定価格における共通仮設費の70%以上	予定価格における現場管理費の70%以上	予定価格における一般管理費等の30%以上

※1 建築工事（建築設備工事を含む。）における直接工事費は、現場管理費相当分を含んで構成されているため、算定に当たっての直接工事費は現場管理費相当分を減じて算定し、現場管理費は現場管理費相当分を加えて算定する。

なお、現場管理費相当分を明確に区分することが困難である場合は、直接工事費の10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額を現場管理費相当分とする。

※2 発生材（有価物）売却費、ガス工事費等は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に含まれるものを除く。

#### (2) 調査票等の提出要求及び受領

契約担当者等は、調査種別の判定後直ちに、調査対象者のうち第一順位者に対し、調査種別の区分に沿った調査票等の提出を求めるとともに、工事主管課長に対し、調査協力依頼文書を送付する。なお、入札価格が同額の者又は総合評価方式の総評価値が同値の者が複数存在する場合は、くじ引きにより順序を決定し、その順序に従い調査票等の提出を求める。

また、契約担当者等は、複数の調査対象者に対し並行して調査票等の提出を求めることができる。

ア 提出を求める調査票等

(ア) 通常調査 調査票 様式-1～16 及び確認資料 (表2参照)

(イ) 特別重点調査 調査票 様式-①～⑰ 及び確認資料 (表3参照)

調査票等に不足がある場合は、調査対象者を落札者としなない。

また、調査対象者の都合による調査票等の追加及び差替えは認めない。ただし、内容調査の段階で契約担当者等又は工事主管課が必要と判断した場合は、資料の追加提出を求めることができる。

イ 提出期限

提出期限は、提出を求めた日から原則5日以内(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する休日を含む。)かつ契約担当者等が指定した日時までとし、期限を過ぎた場合は受領せず落札者としなない。

ウ その他

受領した調査票等及び資料等は公表することができる。

(3) 調査票等の内容調査

工事主管課は、契約担当者等より受領した調査票等を基に、次の調査を行う。

ア 履行能力等の調査

(ア) 通常調査 表2, 4, 5の調査項目及び調査内容

(イ) 特別重点調査 表3, 4, 5の調査項目及び調査内容

積算内容の調査に当たっては、予定価格の内訳書と入札価格の内訳書及びその明細書(以下「入札価格の内訳書等」という。)とを比較した積算比較表を作成し、価格差が大きいと判断した費目・工種を抽出した後、表4及び表5の調査項目及び調査内容について調査を行う。

また、抽出した費目、工種については、数量、単価、材料の仕様、工法、使用する資機材等について、必要に応じ、より詳細な積算根拠の資料を求め、その価格で安全で良質な施工が可能であるという技術的根拠があるか否かを調査するとともに、工事の内容、使用資機材及び工法等について、十分に把握できているか、発注者の意図との食い違いはないかを確認する。

なお、通常調査においては、必要に応じ、材料、資機材及び労務等に係る単価について過去1年以内程度の下請契約書及び賃金台帳等の実績を示す資料により、品質確保をしつつも合理的かつ現実的な設定であることを確認する。

表2 履行能力等の調査（通常調査）

	調査項目	調査内容	調査票様式・確認資料
1	その価格により入札した理由	その入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能となる理由（根拠）	様式-1
2	入札価格の内訳書	設計図書で定めている仕様及び数量となっているか。 単価は適切か。 安全対策は十分か。 合理的な管理費が計上されているか。	様式-2-1 様式-2-2
3	契約対象工事付近における手持ち工事の状況	契約対象工事付近に別工事の現場があり、間接費の節減が可能か。	様式-3 工事契約書の写し
4	契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	資材の一括購入などが可能な対象工事と同様の工事を施工しているか。	様式-4 工事契約書の写し
5	配置予定技術者	「工事希望票兼監理技術者等調書」の配置予定技術者欄に記入した主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人以外の者で、「低入札価格調査制度の改正に伴う技術者の増員配置について」（平成21年3月27日付20財経総第2154号）で定める監理技術者等と同等の資格要件及び雇用関係を満たす技術者（以下「増員の技術者」という。）が、専任で1名増員配置されているか。 自社社員であるか。 監理技術者等及び増員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者か。 その他、技術者が適正に配置されているか。	様式-5 経歴書（学歴、職歴、資格等）並びに資格要件及び調査対象者との雇用関係を確認できる資料（監理技術者資格証等の写し及び健康保険証等の写し）、職歴記載工事のコリンズ登録内容確認書及び工事成績評定書、資格者証等
6	契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連	対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫、資材置き場などが近く、運搬等が容易か。 緊急時の対応等、安全管理の優位性	様式-6 施設の所在を確認できる資料
7	手持ち資材の状況	手持ち資材の活用が可能か。	様式-7 具体の数量・活用方法及び保管状況を確認できる資料
8	資材納入予定業者と調査対象者との関係	資材納入予定業者は、どこを予定しているか。 特別な取引ルートがあるか。	様式-8 資材販売店等の見積書等
9	手持ち機械数の状況	自社保有し、現在使用していない機械の有無	様式-9 所属等を証する資料等
10	労働者の具体的供給見通し	労働者の具体的供給見通し 雇用関係の確認	様式-10, 11
11	過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況	過去の公共工事、類似工事の実績 過去に施工した公共工事の施工体制台帳	様式-12 記載工事のコリンズ登録内容確認書及び工事成績評定書等
12	第一次下請の予定業者及び予定下請金額等	下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか。 下請業者の見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が明確か。 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低くなっていないか。 下請業者は、法令に従い、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」と総称する。）に加入しているか。	様式-13-1, 13-2 様式-14 下請業者からの見積書等

13	建設副産物の搬出地	適正な搬出地を選定しているか。 処理価格は合理的か。 発注仕様書等に合致しているか。	様式-15
14	法令遵守指導等に関する誓約書	全ての下請負人が誓約書に定めた法令に違反しないよう、確認と指導に努めることを誓約しているか。 法令の遵守状況について、施工後に所定の様式により報告書を作成し、東京都宛てに提出することを誓約しているか。 東京都から請求があったときは、法令遵守状況等を確認した根拠資料を提出することを誓約しているか。 報告書の内容についてヒアリング等調査が行われる場合は、協力することを誓約しているか。	様式-16

※ 調査項目は、必要に応じて追加できるものとする。

表3 履行能力等の調査（特別重点調査）

調査項目	調査内容	調査票様式
1 その価格により入札した理由	直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該調査対象者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能であることの具体的な理由	様式-①
2 入札価格の内訳書等	①入札価格の内訳書等の工事区分、工種、種別、名称、細目及び単位欄に記載する内容は、都が提示した内訳書（以下「都の内訳書」という）と一致していること。また、都の内訳書の数量が契約数量となる場合は、数量欄についても一致していること。 ②設計図書での要求事項を理解して見積りを行っていること。 ③指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、調査対象者の工法に安全性等の点で問題がないこと。） ④発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となる全ての費用を計上していること。 ⑤積算に下請予定業者や資材納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な入札価格の内訳書等となっていること（原則、取引等の実績を求めること。） ⑥現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式-⑤に記載する技術者並びに様式-④-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上していること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金の最低額以上であり、かつ、これらの者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積りであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。 ⑦一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。 ⑧自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上しており、一般管理費等には計上していないこと。 ⑨契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。	様式-②-1、②-2、②-3 様式-③

調査項目	調査内容	調査票様式
3 下請予定業者等一覧表	<p>①下請予定業者、資材納入予定業者及び機械リース会社が具体的に予定されていること。また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。</p> <p>②下請予定業者が作成し、押印した見積書の金額が入札価格の内訳書等に正しく反映されていること。また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど、合理的かつ現実的なものであること。ただし、労務費の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に労務者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p> <p>③二次以下の下請予定業者がある場合は、その者が作成し、押印した見積書の金額が合理的かつ現実的なものであり、当該下請予定業者の見積書に正しく反映されていること。</p>	様式-④
4 配置予定技術者等	<p>監理技術者等及び現場代理人以外の者で、増員の技術者が、専任で1名増員配置されていること。</p> <p>配置予定の監理技術者等（増員の技術者を含む。）及び現場代理人について、次によること。</p> <p>①他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で、契約対象工事に実際に配置できること。</p> <p>②自社社員である者。監理技術者等及び増員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者</p> <p>③それぞれに必要な資格を有すること。</p>	様式-⑤
5 手持ち工事の状況	<p>①記載された手持ち工事が実在するものであること。</p> <p>②当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑥-1、⑥-2
6 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関係	<p>①記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。</p> <p>②当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積りとなっていること。</p>	様式-⑦
7 手持ち資材の状況	<p>①記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。</p> <p>②調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。</p>	様式-⑧-1
8 資材納入予定業者と調査対象者との関係	<p>①他社から購入を予定している場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 購入予定資材が工事品質確保に必要な規格水準を満たしていること。</li> <li>2) 資材納入予定業者が作成し、押印した見積書の単価が、当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど、合理的かつ現実的なものであること。</li> <li>3) 資材納入予定業者と製造業者とが異なる場合、資材納入予定業者の見積書は、製造業者が作成し、押印した見積書を基に作成されていること。</li> </ol> <p>また、製造業者の見積書の単価は、当該業者の取引実績単価（過去1年以内の販売実績に限る。）以上であるなど、合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑧-2

調査項目	調査内容	調査票様式
8 資材納入予定業者と調査対象者との関係	<p>4) 資材納入予定業者と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。</p> <p>②自社製品の活用を予定している場合</p> <p>1) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。</p> <p>2) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式一⑧-2
9 手持ち機械の状況	<p>①記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。</p> <p>②契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。</p> <p>③手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。)</p>	様式一⑨-1
10 機械リース元一覧	<p>①他社からリースを予定している場合</p> <p>1) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。)</p> <p>2) 機械リース予定会社と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。</p> <p>②自社の機械リース部門からリースを予定している場合</p> <p>1) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。</p> <p>2) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式一⑩-2
11 労務者の具体的供給見通し	<p>①自社労務者を充てる場合</p> <p>1) 記載された者が自社社員であること。</p> <p>2) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。</p> <p>3) 労務単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、過去3か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積りであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。)</p> <p>②下請予定業者による労務者の確保を予定する場合</p> <p>1) 下請予定業者と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。</p> <p>2) 労務単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、労務単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に労務者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p>	様式一⑩-1
12 工種別労務者配置計画	<p>労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。</p>	様式一⑩-2
13 建設副産物の搬出地	<p>①記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p> <p>②記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式一⑪

調査項目	調査内容	調査票様式
14 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	<p>①建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。</p> <p>②記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p>	様式-⑫
15 品質確保体制（品質管理のための人員体制）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載した金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、それを調査対象者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、技術者単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p> <p>④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑬-1
16 品質確保体制（品質管理計画書）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑬-2
17 品質確保体制（出来形管理計画書）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑬-3
18 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式-⑭-1



	調査項目	調査内容	調査票様式
19	安全衛生管理体制 (点検計画)	<p>①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、それを調査対象者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、技術者単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。</p> <p>④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式一⑭-2
20	安全衛生管理体制 (仮設置計画)	<p>①「設置費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。</p> <p>②「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。</p> <p>③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式一⑭-3
21	安全衛生管理体制 (交通誘導員設置計画)	<p>①自社社員を交通誘導員に充てる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であること。</li> <li>2) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近3か月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。</li> </ol> <p>②派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であること。</li> <li>2) 単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。</li> </ol> <p>③交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。</p> <p>④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。</p>	様式一⑭-4
22	誓約書	<p>①調査対象者の申込みに係る価格が調査対象者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、調査対象者が落札契約後に下請予定業者や資材納入予定業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。</p> <p>②調査対象者の申込みに係る価格が調査対象者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の東京都発注工事に関し、低入札価格調査を経て、調査対象者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者）にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。</p> <p>③全ての下請負人が誓約書に定めた法令に違反しないよう、確認と指導</p>	様式一⑮-1、⑮-2

	調査項目	調査内容	調査票様式
22	誓約書	に努めることを誓約していること。 ④法令の遵守状況について、施工後に所定の様式により報告書を作成し、東京都宛てに提出することを誓約していること。 ⑤東京都の求めに応じ、法令遵守状況を確認した根拠となる資料を提出することを誓約していること。 ⑥報告書の内容についてヒアリング等調査が行われる場合は、協力することを誓約していること。	様式-⑮-1、⑮-2
23	施工体制台帳及び下請予定業者	施工体制が適切であること。 下請業者は、法令に従い社会保険に加入していること。	様式-⑮-1、⑮-2
24	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点を確認する。	様式-⑰

※ 調査項目は、必要に応じて追加できるものとする。

※ 作成に当たっては、別冊「調査票様式の作成要領等」によること。

表4 価格差の大きい直接工事費の調査

調査項目	調査内容	確認事項 (契約書特記仕様書・念書など)
計上されていない項目	別の工種、単価、諸経费率分に含んでいるかなど	入札価格の内訳書等に含んでいない項目についても、実施の必要があること。
数量の確認	数量算出の根拠	数量算出にミスがあっても、契約図面上の所定数量で実施する必要があること。
材料等の仕様確認	設計や標準仕様と異なる材料で積算していないか。	契約上の仕様に適合する材料を使用する必要があること。
材料等の単価確認	単価設定の根拠	契約上の仕様に適合する材料を使用する必要があること。
労務単価の確認	単価設定の根拠	労務費の不払い等を行わないこと。 建設業退職金共済制度を活用すること。
歩掛かりの確認	歩掛かり設定の根拠	労働基準法を厳格に適用し、工事時間及び工期を厳守すること。 現場労働者への不払い等を行わないこと。
工法・機械の確認	設計で指定している工法、認定工法、標準工法を予定しているか。 発注者の意図と食い違いはないか。	契約上の工法に従う必要があること。 使用料の必要な工法の場合もあること。
建設副産物処分費の確認	発生品目、搬出先予定、運搬業者予定、処分量の見込み	必ず適正な処分を行う必要があること。
直接仮設費の確認	直接仮設費の積算根拠 直接仮設の内容	都が要求する直接仮設の内容
計算ミスのチェック	足し算、かけ算、数量・単価の桁間違いなどをチェックし、間違いがあれば、指摘	入札額の算出にミスがあっても、契約上の内容を履行する必要があること。

表5 諸経費の調査

調査項目	調査内容	確認事項 (契約書特記仕様書・念書など)
共通仮設費の確認	共通仮設費積算の根拠 準備工、安全対策工等の実施予定	必要な安全対策等を実施すること。 指定仮設についての調査は、入念に行う。 監督員の指示に従う必要があること。
現場管理費の確認	現場管理费率設定の根拠	補償、工事カルテ登録、建設業退職金共済 制度負担、現場労働者への支払など必要な 現場管理を実施すること。
一般管理費等の確認	一般管理费率設定の根拠	一般管理費等には、企業活動上必要な経 費及び付加利益が含まれていること。 発注者の価格に比し、相当程度低いと認め られる場合は、当該価格の設定理由につい て確認すること。

(4) 経営内容・経営状況・信用状態の調査

契約担当者等は、表6の調査項目及び調査内容について調査を行う。

表6 経営内容・経営状況・信用状態の調査

	調査項目	調査内容	確認資料
1	経営内容	会社の概要、受注工事の状況等	財務諸表等
2	経営状況	財務状況（支払状況、決算状況）、金融機関との関係等	
3	信用状態	建設業法違反、賃金不払、下請負代金支払遅延状況等	

(5) ヒアリングの検討及び実施

契約担当者等と工事主管課は、(3)及び(4)の調査結果を基にヒアリング項目の検討を行った後、次の者に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの議事録は工事主管課で作成する。

ア 当該入札に係る責任者

支店長又は営業所長等。ただし、調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員の責任者を含む。

イ 監理技術者等

(ア) 現場代理人

(イ) 監理技術者又は主任技術者（調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員から配置される主任技術者を含む。）

(ウ) 増員の技術者（表2の5の調査内容を参照）

#### 4 調査結果の取りまとめ

##### (1) 低入札価格技術調査報告書の作成及び送付

工事主管課は、次の事項の調査結果をまとめた低入札価格技術調査報告書を作成する。

なお、低入札価格技術調査報告書には、表7の基準に沿って調査対象者を落札者とするか否かについての意見を付すものとする。

作成後は、ヒアリングの議事録を添付して契約担当者等に送付する。

- ア 積算能力
- イ 低価格で積算されている事項とその理由
- ウ 施工体制
- エ 工事内容
- オ 下請予定業者の社会保険加入状況（表2の12の調査内容を参照）

##### (2) 低入札価格審議案兼審査書等の作成

契約担当者等は、低入札価格技術調査報告書、経営内容・経営状況・信用状態の調査結果及びヒアリング議事録を踏まえ、低入札価格審議案兼審査書（東京都契約事務規則第14条の規定に基づく基準の設定について（通知）3（4）①イ）を作成する。

なお、低入札価格審議案兼審査書には、表7の基準に沿って調査対象者を落札者とするか否かについての意見を付すものとする。

併せて、公表に適さない事項（調査基準価格及び調査対象者の企業経営に影響を及ぼす内容）を当該議案から除いて、公表資料を作成する。

表7 落札者とし不在基準

	項目	内容
1	設計仕様等	①発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件等を満足していない場合 ②材料及び製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質及び規格を満足していない場合
2	入札価格の内訳書等 算出根拠	①算出根拠が明確でない場合 ②下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 ③下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 ④資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ⑤監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 ⑥下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、入札価格の内訳書等記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
3	建設副産物の処理	①建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 ②建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書に合致していない場合
4	法令違反、契約上の基本事項違反等	①監理技術者等が重複専任になる場合 ②調査対象者又は下請予定業者が社会保険に加入していない場合（法令による加入義務適用除外の場合を除く。） ③その他法令違反がある場合
5	その他	その他適正な工事の履行がなされないと認められる場合

### (3) 低入札価格審査委員会への付議

契約担当者等は、低入札価格審議案兼審査書をもって委員会に付議する。

委員会では、当該議案を審議し、調査対象者を落札者とするか否かを決定する。

また、併せて、公表資料を審査し、公表内容を決定する。

### (4) 結果の通知及び公表

契約担当者等は、委員会で決定された内容を調査対象者に通知する。

また、公表資料については、東京都ホームページ等で公表する。

## 5 その他（契約後の取扱い）

本調査を実施した結果、調査対象者を落札者として決定した場合は、提出された調査票等を工事主管課に引き継ぎ、次の措置を講じる。

### (1) 増員の技術者に関する通知

監督員は、工事請負契約書第54条及び特約条項に基づき、当該落札者（以下「受注者」という。）に対し、工事請負契約書第9条第1項に基づく通知と併せて、増員の技術者の氏名等について通知を求める。通知の様式は、東京都受注者等提出書類処理基準における統一様式のうち、2号（現場代理人及び主任技術者等通知書）、3号（経歴書）及び4号（監理技術者資格者証（写）及び監理技術者講習修了証（写））とする。

なお、増員の技術者については、低入札価格調査時以降、東京都工事施行適正化推進要綱（平成22年3月15日付22財建技第244号。以下「推進要綱」という。）において監理技術者又は主任技術者の交代を認める事項に該当する場合を除き、交代することが認められていないため、監督員は、通知の内容と調査票の内容が一致しているか確認する。

監督員は、受注者が通知を行わない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その理由等を明確にしておくとともに、工事成績評定に厳密に反映させる。

### (2) 施工体制台帳及び施工計画書の確認

監督員は、当該案件の施工期間中、施工体制台帳及び施工計画書について内容を確認する。記載内容が低入札価格調査時点と異なる場合は、その理由等を明確にする。

### (3) 施工の確認

工事主管課は、当該案件に係る監督体制等の強化に努めるものとする。

監督員は、監督業務において確認及び施工の検査等を行うに当たり、原則立ち会うこととし、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書について、その記載内容に沿って施工されていることを確認する。

なお、増員の技術者については、低入札価格調査時以降、推進要綱において監理技術者又は主任技術者の交代を認める事項に該当する場合を除き、交代することが認められていないため、監督員は配置状況について随時確認を行う。

監督員は、実際の施工が施工体制台帳及び施工計画書の記載内容と異なる場合、受注者が増員の技術者を配置しない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その理由等を明確にしておくとともに、工事成績評定に厳密に反映させる。

また、監督員は、推進要綱に基づく確認項目のうち、受注者の下請負工事への関与状況や技術

者配置状況等、次に示す項目について確認を徹底する。

- ・工事現場における現場代理人の常駐、増員の技術者、監理技術者及び主任技術者の専任状況
- ・増員の技術者、監理技術者及び主任技術者の下請負工事への実質的関与状況

#### (4) 施工後の確認

##### ア 報告書の受取

工事主管課は、受注者から、誓約書（様式-16 又は様式-⑤-2）に基づき工事完了後3か月以内に提出される報告書（様式17）を受け取り、内容を確認の上、整理保存する。

確認に当たっては、必要に応じて根拠資料の提出を求める。

根拠資料の提出後は、必要に応じてヒアリング等調査を実施する。この実施に当たっては、次の者等から調査対象者を選定するとともに、契約担当者等に実施の通知を行い、双方協力の上、実施する。

##### (ア) 当該工事に係る責任者

支店長、営業所長等。ただし、調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員の支店長、営業所長等を含む。

##### (イ) 監理技術者等

###### (a) 現場代理人

(b) 監理技術者又は主任技術者（調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員から配置される主任技術者を含む。）

###### (c) 増員の技術者

調査実施後、工事主管課は、調査結果をまとめた報告書を作成する。

作成後は、契約担当者等に送付する。

##### イ 報告書が提出されない場合

報告書が工事完了後3か月以内に提出されない場合は、工事主管課は、受注者に対し、次のとおり段階的に指導を行うものとする。

##### (ア) 口頭による嚴重注意を行う。

(イ) (ア)による注意をもっても提出されない場合は、文書により嚴重注意を行う。

なお、(ア)及び(イ)の指導によっても是正されない場合は、指導の結果を契約担当者等に報告する。

#### 附 則（平成21年9月18日付21財経総第1147号）

このマニュアルは、平成21年10月5日以後に公告等を行う入札から適用する。

#### 附 則（平成21年11月6日付21財経総第1420号）

このマニュアルは、平成21年11月6日以後に公告等を行う入札から適用する。

#### 附 則（平成21年12月28日付21財経総第1664号）

このマニュアルは、平成22年1月4日以後に公告等を行う入札から適用する。

#### 附 則（平成22年10月21日付22財経総第1480号）

このマニュアルは、平成22年10月25日以後に公告等を行う入札から適用する。

**附 則**（平成 23 年 2 月 18 日付 22 財経総第 2027 号）

このマニュアルは、平成 23 年 4 月 1 日以後に公告等を行う入札から適用する。

**附 則**（平成 24 年 7 月 26 日付 22 財経総第 817 号）

このマニュアルは、平成 24 年 10 月 1 日以後に公告等を行う入札から適用する。

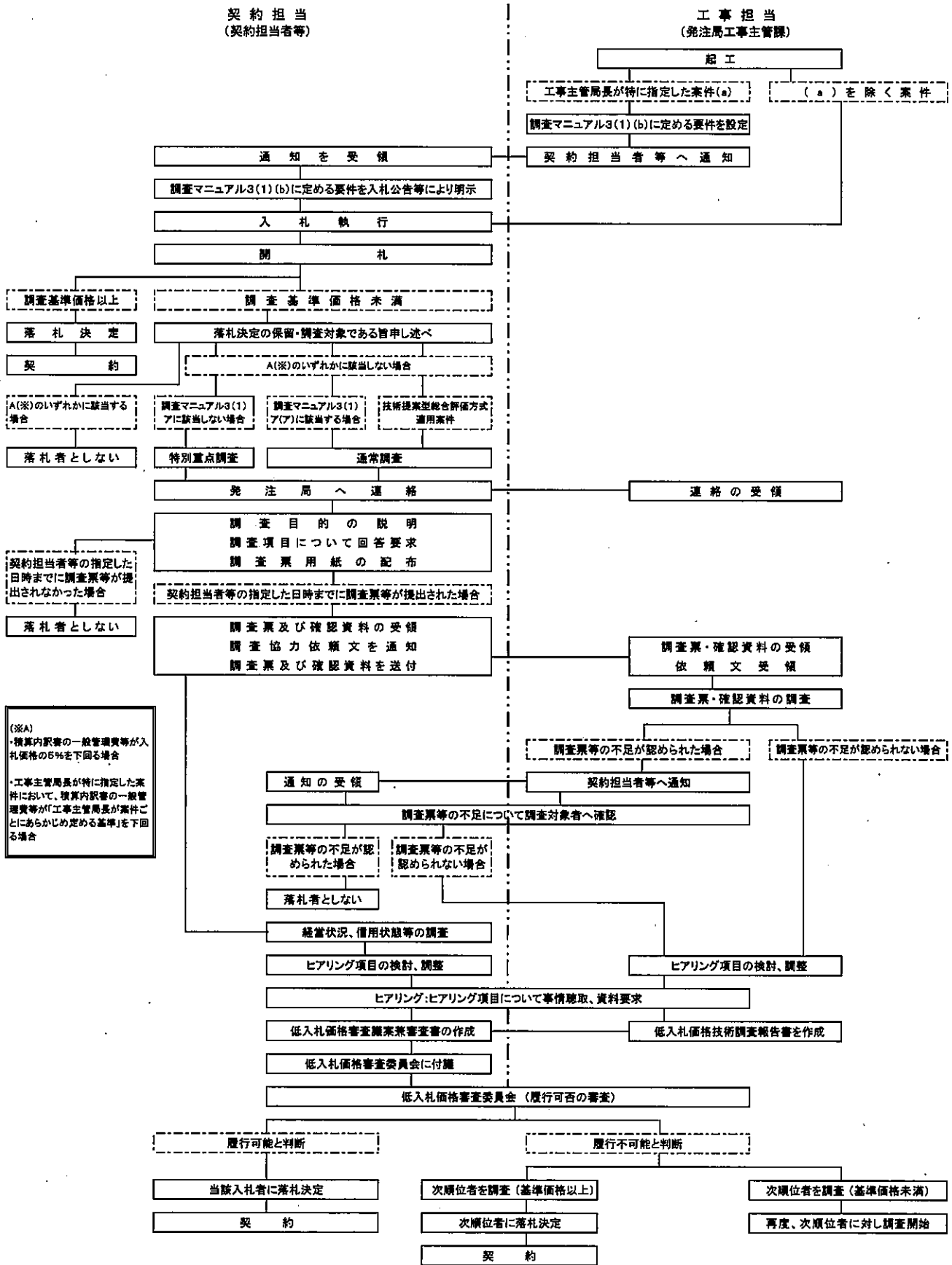
**附 則**（平成 25 年 3 月 27 日付 24 財経総第 2318 号）

このマニュアルは、平成 25 年 4 月 15 日以後に公告等を行う入札から適用する。

**附 則**（平成 26 年 6 月 23 日付 26 財経総第 711 号）

このマニュアルは、平成 26 年 7 月 15 日以後に公告等を行う入札から適用する。

低入札価格調査制度フロー



(※A)  
 ・積算内訳書の一般管理費等が入札価格の5%を下回る場合  
 ・工事主管局長が特に指定した案件において、積算内訳書の一般管理費等が「工事主管局長が案件ごとにあらかじめ定める基準」を下回る場合



# 契約内容変更決定通知書

29 財経一 第 2705 号  
平成 30 年 1 月 12 日

建設局長 殿

財 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

件 名	環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)工事		
履 行 場 所	東京都中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内まで		
契 約 年 月 日	平成29年 3月 8日	文 書 番 号	28-00369
契 約 の 相 手 方	大成・鹿島・大林・京急建設共同企業体 代表者 大成建設株式会社		
契 約 金 額	既 定	変 更	増 △ 減
	70,200,000,000 円 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,200,000,000 円)</small>	70,285,308,120 円 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,206,319,120 円)</small>	85,308,120 円 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6,319,120 円)</small>
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成35年3月14日 まで	-----	-----
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	7,020,000,000 円	-----	-----
中 間 前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	----- 円	-----	-----
備 考			

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年2月16日(金)	議案番号	2
所管部署	東京都建設局		
施工業種	道路舗装工事	等級	B
件名	路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)		
場所	東京都中野区東中野三丁目地内から同区新井一丁目地内まで 外1箇所 [主要地方道飯田橋石神井新座線(第25号)早稲田通り 外2路線]		
概要	別紙のとおり		
工期	契約時：契約確定の日から平成30年1月25日まで 変更後：契約確定の日から平成30年2月23日まで		
契約者	世紀東急工業株式会社		
契約金額	181,980,000円		

契約方式	希望制指名競争入札
応募(指名)者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり  (希望業者全8者、指名業者全8者)
入札参加(指名)者	別紙「入札経過調書」のとおり(全8者)
入札経過(結果)	別紙「入札経過調書」のとおり(全8者)
施工状況	<p>施工中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路面補修工事-1 (早稲田通り) 完了</li> <li>・歩道段差改良工事 (早稲田通り) 完了</li> <li>・路面補修工事-2 (早稲田通り) 施工中</li> <li>・路面補修工事-3 (方南通り) 完了</li> </ul>

## ( 備考 )

## ○添付資料

- 1 工事概要(案内図含む)
- 2 工事発注予定表
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書
- 4 東京都指名業者選定委員会 議案
- 5 指名通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書(表紙)
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書

# 路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2) 工事概要

この工事は、舗装の老朽化による車道の凹凸をなくして、車両通行時の水はねを解消するとともに、タイヤによる騒音を低減する低騒音舗装を行う工事です。

また、歩道の勾配・段差を改善し、安全で歩きやすい歩道を整備します。

- 工事件名:路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)
- 工事場所:東京都中野区中野三丁目地内から同区新井一丁目地内まで 外1箇所  
主要地方道飯田橋石神井新座線(第25号)早稲田通り 外2路線

## ○工事概要 『早稲田通り』

工事延長L=988.55m 車道幅員W=8.00m

・車道舗装工 I・III型(低騒音舗装)	5,076m <sup>2</sup>
・車道舗装工 II・IV型(密粒度舗装)	719m <sup>2</sup>
・半たわみ性舗装工	134m <sup>2</sup>
・支道舗装工(再生密粒度舗装)	306m <sup>2</sup>
・薄層カラー舗装	137m <sup>2</sup>
・歩道舗装工(一般部・乗入部)	1,041m <sup>2</sup>
・プレキャスト街きょ工(一般部・乗入部・平坦部)	327.8m
・歩車道境界ブロック設置工	103.9m
・プレキャスト街きょ用集水樹縁塊工	16箇所
・歩道止石工	53.7m
・植樹帯縁石工(直線部/G1端部)	54.0m/62箇所
・防護柵設置工	227.0m
・区画線工	一式

## 『方南通り・中野通り』

工事延長L=493.75m 車道幅員W=8.00m~8.10m

・車道舗装工 II型(密粒度舗装)	1,319m <sup>2</sup>
・車道舗装工 V型(低騒音舗装)	2,834m <sup>2</sup>
・半たわみ性舗装工	171m <sup>2</sup>
・支道舗装工(再生密粒度舗装)	132m <sup>2</sup>
・歩道舗装工(一般部・乗入部)	297m <sup>2</sup>
・区画線工	一式

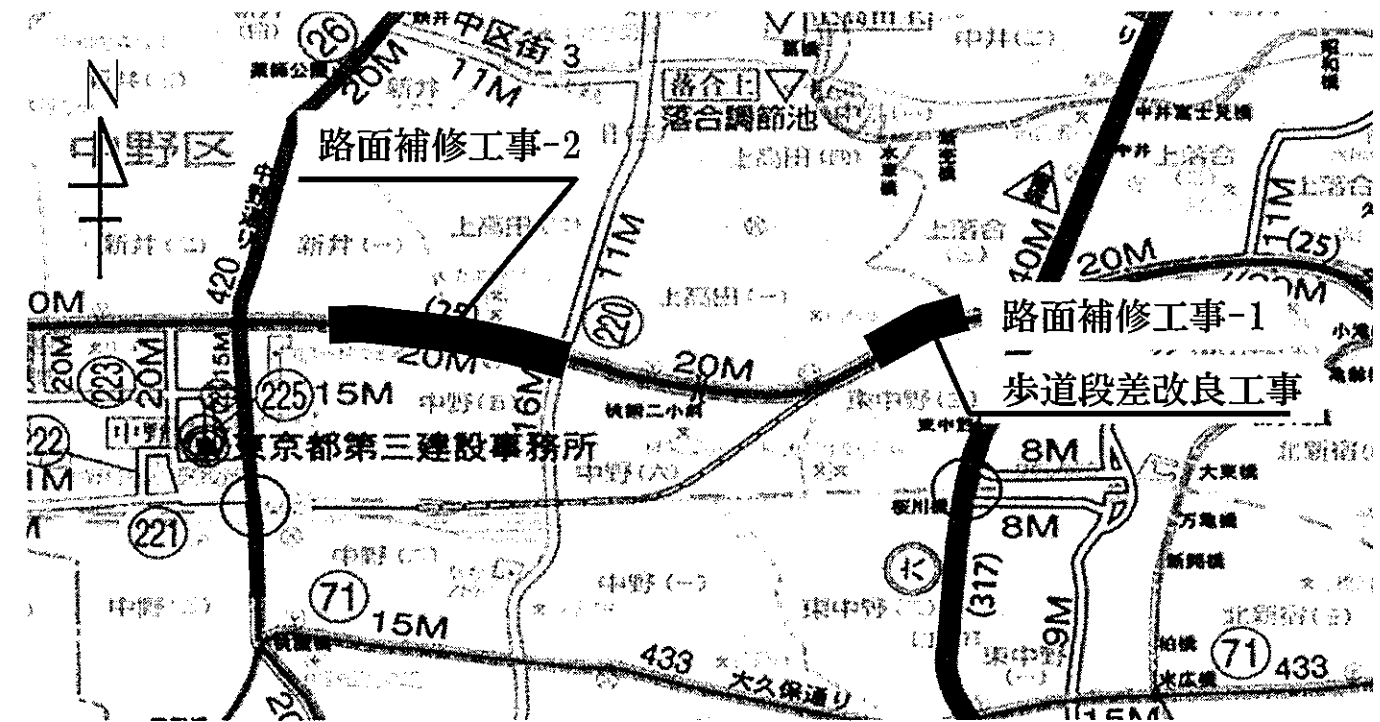
## ○工期

契約時:契約確定の日から平成30年 1月25日まで  
変更後:契約確定の日から平成30年 2月23日まで

○契約者 :世紀東急工業株式会社

○契約金額:181,980,000円(税込)

## 『早稲田通り』



## 『方南通り・中野通り』



# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-00474		
業種	業種	0100:道路舗装工事	
	希望受付業種1	0100:道路舗装工事	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)		
履行場所	東京都中野区東中野三丁目地内から同区新井一丁目地内まで 外1か所 主要地方道飯田橋石神井新座線(第25号)早稲田通り 外2路線		
概要	別紙「発注予定表 概要」のとおり		
履行期間	契約確定の日から平成30年 1月25日まで		
契約方法	希望制指名競争入札(施工能力審査型総合評価方式)		
予定価格 (税込)	195,748,920円		
発注等級	B		
受付等級	A, B		
その他	建設リサイクル法対象		
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成29年 3月16日 9時30分		
希望申請期間	平成29年 2月 6日 9時30分から平成29年 2月13日 15時00分まで		
希望申請場所	建設局第三建設事務所庶務課 (電子入札対象工事)		
希望申請要件1	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件2	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件3	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件4	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件5	◎指名通知予定日 平成29年2月22日		
希望申請要件6			
希望備考	閉庁日を除く、午前9時から午後6時まで ただし、最終日のみ午後3時まで		
担当局部課	建設局第三建設事務所庶務課		
担当者	契約担当		
連絡先	03-3387-5094		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

## 発注予定表 概要

## 『早稲田通り』

工事延長L=988.55m 車道幅員W=8.00m

- ・車道舗装工Ⅰ・Ⅲ型（低騒音舗装） 5,076m<sup>2</sup>
- ・車道舗装工Ⅱ・Ⅳ型（密粒度舗装） 719m<sup>2</sup>
- ・半たわみ性舗装工 134m<sup>2</sup>
- ・支道舗装工（再生密粒度舗装） 306m<sup>2</sup>
- ・薄層カラー舗装 137m<sup>2</sup>
- ・歩道舗装工（一般部・乗入部） 1,041m<sup>2</sup>
- ・プレキャスト街きょ工（一般部・乗入部・平坦部） 327.8m
- ・歩車道境界ブロック設置工 103.9m
- ・プレキャスト街きょ用集水桝縁塊工 16箇所
- ・歩道止石工 53.7m
- ・植樹帯縁石工（直線部/G1端部） 54.0m/62箇所
- ・防護柵設置工 227.0m
- ・区画線工 一式

## 『方南通り・中野通り』

工事延長L=493.75m 車道幅員W=8.00m～8.10m

- ・車道舗装工Ⅱ型（密粒度舗装） 1,319m<sup>2</sup>
- ・車道舗装工Ⅴ型（低騒音舗装） 2,834m<sup>2</sup>
- ・半たわみ性舗装工 171m<sup>2</sup>
- ・支道舗装工（再生密粒度舗装） 132m<sup>2</sup>
- ・歩道舗装工（一般部・乗入部） 297m<sup>2</sup>
- ・区画線工 一式

## 発注予定表 希望申請要件

## 希望申請要件1

## ◎施工困難

◎配置予定技術者は現場専任を要す（営業所の専任技術者は不可）。

◎配置予定技術者について、技術者の資格及び3ヶ月以前からの雇用が確認できる書類の写し、最新の経営規模等評価結果通知書の写しを添付すること。

◎確認のため希望票の備考欄に営業所（本社又は都と契約する支店等）の専任技術者のお名前を記入してください。

## 希望申請要件2

◎東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。

◎指名停止期間中の者等、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準において、指名が制限されている者でないこと。

◎入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等（物品買入れ等）競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に該当する者）は入札に参加できません。

◎電子入札用工事請負等競争入札参加者心得を必ず確認すること。

## 希望申請要件3

◎本案件は債務負担（ゼロ都債）の工事です。前払金の支払いについては、平成29年度になります。

◎配置予定技術者は、本案件の工事着手日において他の工事に従事していないこと。

## 希望申請要件4

◎本工事は、施工が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『早稲田通り』（路面補修工事-1、歩道段差改良工事、路面補修工事-2）、『方南通り・中野通り』（路面補修工事-3）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である

## 発注予定表 発注予定備考

- ◎本案件は、東京都施工能力審査型総合評価方式（試行）案件です。添付ファイル「東京都施工能力審査型総合評価方式（試行）公表事項」を参照の上、希望申請を行ってください。
- ◎最低制限価格等は新基準（平成28年6月1日改正）で算定し、設定します。なお、詳細は添付資料「算定基準の改正について」のとおりです。
- ◎当事務所の案件については、同一週発注の希望申請は1業者1案件のみで、複数申込は原則無効扱いとさせていただきます。
- ◎専任技術者の兼務は認めない（施工困難のため）。
- ◎見積金額が予定価格を超過したことを理由に入札を辞退する際は、積算内訳書のご提出をお願いいたします。
- ◎本案件は、電子入札案件です。申込にあたっては添付ファイル「公表工事の申込方法及び注意事項（電子入札）」を参照し、希望申請を行ってください。
- ◎本工事は、工事着手日を平成29年4月3日とし、契約確定の日から工事着手日の前日までを技術者配置準備期間として実施する工事である。
- ◎下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条）】

## 第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	28三建庶契第474号	
				契約番号	28-00474	
				開札日時	平成29年03月16日 09時30分	
				開札場所	建設局第三建設事務所 第一会議室	
				予定価格	195,748,920円	
件名	路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)					
落札者	世紀東急工業株式会社			落札	92.9%	
住所	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号			金額	181,980,000円	
	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	世紀東急工業株式会社	168,500,000円	8.0890	18.5000	26.5890	
2	辰島建設株式会社	170,000,000円	7.1373	19.0000	26.1373	
3	大倉企業株式会社	181,000,000円	0.1579	19.0000	19.1579	
4	株式会社圏央	181,249,000円	0.0000	16.0000	16.0000	
5	新栄興業株式会社	181,000,000円	0.1579	4.0000	4.1579	
6	中江建設工業株式会社	辞退				
7	株式会社富士土木	辞退				
8	新日本建設株式会社	辞退				
記事	履行場所 東京都中野区東中野三丁目地内から同区新井一丁目地内まで 外1箇所 主要地 方道飯田橋石神井新座線(第25号)早稲田通り 外2路線 工事概要 『早稲田通り』工事延長L=988.55m 車道幅員W=8.00m 『方南通り・中野通り』工事延長L=493.75m 車道幅員W=8.00m~8.10m 詳細は別紙のとおり 工期 契約確定の日から平成30年1月25日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位まで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。))。



契約内容変更決定通知書

28三建庶契第474号の2

平成30年 1月18日

東京都第三建設事務所長 殿

東京都第三建設事務所長  
(公印省略)

件名	路面補修工事(28三の20)及び歩道段差改良工事(28三-2)		
履行場所	東京都中野区東中野三丁目地内から同区新井一丁目地内まで 外1箇所 主要地方道飯田橋石神井新座線(第25号)早稲田通り 外2路線		
契約年月日	平成29年 3月17日	文書記号・番号	28三建庶契第474号
契約の相手方	世紀東急工業株式会社		
契約金額	既定	変更予定	増(△)減
	—	—	—
履行期限	既定	変更予定	増(△)減
	契約確定の日から平成30年 1月25日まで	契約確定の日から平成30年 2月23日まで	20日間
前払金	既定	変更予定	増(△)減
中間前払金	既定	変更予定	増(△)減
備考			

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年2月16日（金）	議案番号	3
所管部署	東京都建設局		
施工業種	道路舗装工事	等級	A
件名	街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3（28六－補73赤羽西）		
場所	東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内まで 補助第73号線		
概要	別紙のとおり		
工期	契約時：契約確定の日から180日間 変更後：契約確定の日から230日間		
契約者	株式会社圏央		
契約金額	231,139,440円		

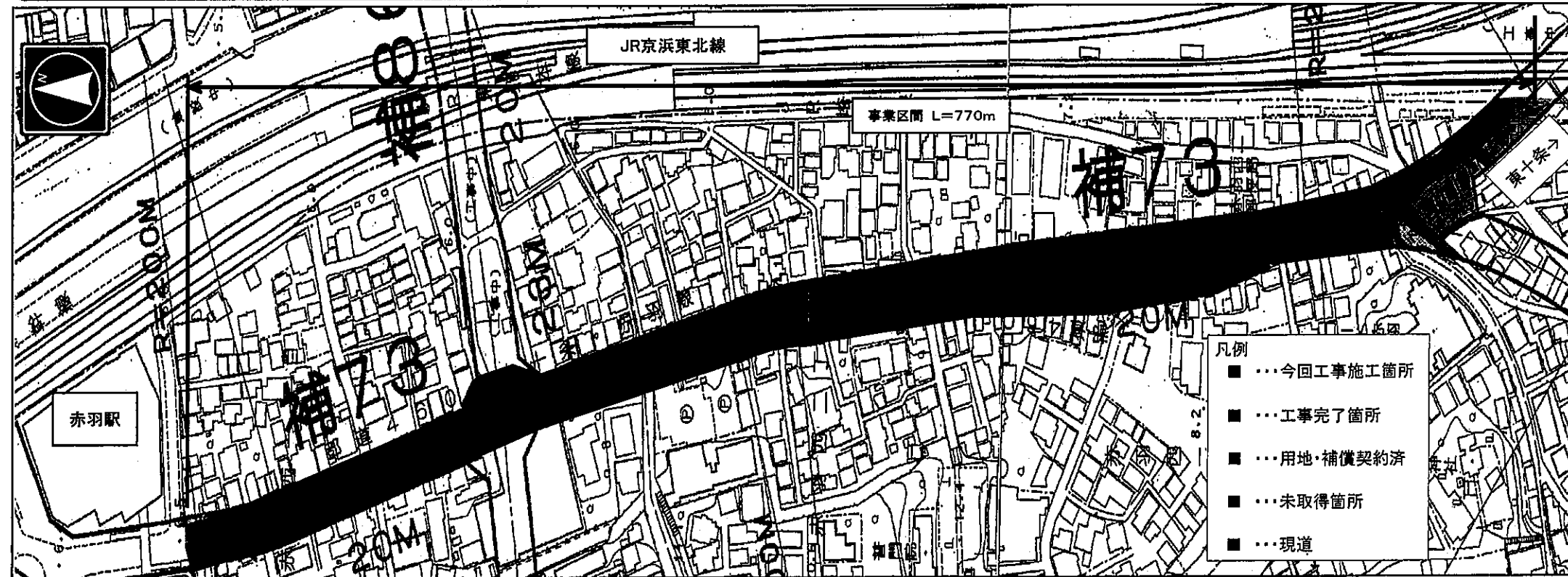
契約方式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり (希望業者全8者、指名業者全8者)
入札参加(指名)者	別紙「入札経過調書」のとおり（全8者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全8者）
施工状況	施工中

## （備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書
- 4 東京都指名業者選定委員会 議案
- 5 指名通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書

## 街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3(28六一補73赤羽西)



### ○ 事業概要

補助第73号線は、新宿区西新宿七丁目から北区赤羽台第三丁目に至る延長1.1kmの都市計画道路です。このうち、北区赤羽西一丁目から同区東十条六丁目までの延長約770mの区間について事業中です。現在、用地買収が完了した区間において、道路の幅員並びに電線類の地中化工事を進めております。

### ○ 工事場所

東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内まで

### ○ 工期

平成29年3月6日から平成30年2月13日まで

(当初工期は、平成29年11月24日まで)

### ○ 受注者

株式会社 圏央

### ○ 起工金額

231,139,440円(税込)

### ○ 契約金額

231,139,440円(税込)

### ○ 契約方法

希望制指名競争入札(施工能力審査型総合評価方式)

### ○ 設計概要

工事延長L=623.7m

#### ◇ 街路築造工事

・ アスファルト舗装工(車道部)	6,587㎡
・ アスファルト舗装工(歩道部)	2,407㎡
・ 街きよ(一般部)	424.6m

#### ◇ 電線共同溝設置工事

・ 管路材設置工(RRCCVPφ100)	309.9m
・ 共用FA管路材設置工(φ150)	60.0m
・ ボディ管路材設置工(φ250)	55.5m

#### ◇ 排水管設置工事

・ 管きよ工(硬質塩化ビニル管φ250)	56.6m
----------------------	-------

# 発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	28-00442			
業種	業種	0100:道路舗装工事		
	希望受付業種 1	0100:道路舗装工事		
	希望受付業種 2			
	希望受付業種 3			
件名	【電子】街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3 (28六一補73赤羽西)			
履行場所	東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内まで 補助第73号線			
概要	別紙のとおり			
履行期間	契約確定の日から180日間			
契約方法	希望制指名競争入札(施工能力審査型総合評価方式)			
予定価格 (税込)	231,139,440円			
発注等級	A			
受付等級	A, B			
その他	建設リサイクル法対象			
入札説明会 開催日時				
入札説明会 開催場所				
公報登載日				
開札予定日時	平成29年 3月 2日 9時30分			
希望申請期間	平成29年 1月30日 9時00分から平成29年 2月 6日 15時00分まで			
希望申請場所	電子調達システムから希望申請をしてください。			
希望申請要件 1	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり			
希望申請要件 2	○建設リサイクル法対象工事			
希望申請要件 3	○東京都施工能力審査型総合評価方式試行案件			
希望申請要件 4	○営業所の専任技術者を確認するため、希望票備考欄に氏名を記入すること。			
希望申請要件 5	○建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。			
希望申請要件 6				
希望備考	希望申請最終日(2月6日)は15時まで			
担当局部課	建設局第六建設事務所庶務課			
担当者	朝倉・秋山			
連絡先	03-3882-1153 内線番号:215			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

## 発注予定表 希望申請要件

### 希望申請要件 1

- 指名通知予定日 平成29年2月15日
- 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中ではないこと。
- 資格者証交付日が平成16年3月1日以降の「監理技術者」を専任する場合は、上記に加えて過去5年以内の監理技術者講習終了証の写しを添付すること。
- 最新の「経営規模等評価結果通知書」の写しを添付すること。（審査基準日が1年7か月以内のもの）

## 発注予定表 発注予定備考

- 申込にあたっては、添付ファイル「公表工事の申込方法及び注意事項（電子入札）」を参照し、希望申請をおこなうこと。
- 予定価格を超える金額での入札は無効となる。
- 最低制限価格は新基準（平成28年6月1日改正）で算定し、設定します。なお、詳細は添付資料のとおりです。
- 見積金額が予定価格を超過したことを理由に入札を辞退する際は、積算内訳書のご提出をお願いいたします。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。
- 【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条）】
- 技術点申告書は電子調達システムより登録・提出を行ってください。

## 第1回 入札経過調書

公印照合		押印	文書番号	28六建庶契第442号		
			契約番号	28-00442		
			開札日時	平成29年03月02日 09時30分		
			開札場所	建設局第六建設事務所庶務課		
			予定価格	231,139,440円		
件名	街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3 (28六一補73赤羽西)					
落札者	株式会社圏央			落札金額	100.0%	
住所	東京都中野区東中野一丁目45番5号			金額	231,139,440円	
入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考	
1株式会社圏央	214,018,000円	0.0000	16.0000	16.0000		
2スミセキ・コンテック株式会社	辞退					
3株式会社関電工	辞退					
4桐井電設工業株式会社	辞退					
5世紀東急工業株式会社	辞退					
6浮間建設株式会社	辞退					
7株式会社竹中道路	辞退					
8株式会社ジンワ	辞退					
記事	履行場所 東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内まで 補助第73号線 工事概要 別紙のとおり 工期 契約確定の日から180日間 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している（ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。）。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

契約内容変更決定通知書

28六建庶契第442号の2  
平成29年 9月13日

殿

東京都第六建設事務所長  
(公印省略)



件名	街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3（28六一補73赤羽西）		
履行場所	東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内まで 補助第73号線		
契約年月日	平成29年 3月 3日	文書記号・番号	28六建庶契第442号
契約の相手方	株式会社圏央		
契約金額	既定	変更予定	増（△）減
	—	—	—
履行期限	既定	変更予定	増（△）減
	契約確定の日から180日間	契約確定の日から230日間	50日間
前払金	既定	変更予定	増（△）減
中間前払金	既定	変更予定	増（△）減
備考			



## 入札情報サービス

## 第 1 回 入札経過調書

## 第 1 回

落札者情報			
落札項目	落札内容		
契約部署	建設局第六建設事務所庶務課		
契約番号	28-00192		
開札日時	平成28年9月1日 午前9時30分		
開札場所	建設局第六建設事務所庶務課経理担当		
件名	【電子】街路築造工事及び電線共同溝設置工事(28六-補73赤羽西)		
予定価格(税込)	158,806,440円		
落札者氏名	不調		
落札金額			
公表通知書		指名の理由帳票	
概要			
入札経過情報			
No	入札者氏名	入札金額	備考
1	株式会社東埼	辞退	
2	ティエヌビー建設株式会社	辞退	
3	株式会社フクダ	辞退	
4	丸藤小林土木株式会社	辞退	
5	エクシオインフラ株式会社	辞退	
<a href="#">ハッシュ値一覧</a>			
記事	履行場所 東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内 まで 補助第73号線 工事概要 別紙のとおり 工期 契約確定の日から230日間		

[← 一覧画面へ戻る](#)

工事延長 L=623.7m

○ 街路築造工事

- ・アスファルト舗装工 (車道部) 578 m<sup>2</sup>
- ・アスファルト舗装工 (歩道部) 2424 m<sup>2</sup>
- ・表層工 5702 m<sup>2</sup>
- ・街きよ (一般部) 264.7m

○ 電線共同溝設置工事

- ・管路材設置工 (RR-CCVP φ100) 309.9m
- ・共用 FA 管路材設置工 (φ150) 60.0m
- ・ボディ管路材設置工 (φ250) 55.5m



○ 排水管設置工事

- ・管きよ工 (硬質塩化ビニル管 φ250) 56.6m

## 入札情報サービス

## 第1回 入札経過調査

## 第1回

落札者情報						
落札項目	落札内容					
契約部署	建設局第六建設事務所庶務課					
契約番号	28-00327					
開札日時	平成28年11月24日 午前9時30分					
開札場所	建設局第六建設事務所庶務課					
件名	【電子】街路築造工事及び電線共同溝設置工事その2(28六-補73赤羽西)					
予定価格(税込)	168,634,440円					
落札者氏名	不調					
落札金額						
公表通知書	 指名の理由帳票  概要					
入札経過情報						
No	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	株式会社圏央	辞退				
2	スミセキ・コンテック株式会社	辞退				
3	株式会社ミライト	辞退				
4	株式会社中越興業	辞退				
<a href="#">ハッシュ値一覧</a>						
記事	履行場所 東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内まで 補助第73号線 工事概要 別紙のとおり 工期 契約確定の日から150日間 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

[← 一覧画面へ戻る](#)

工事延長 L=623.7m

○ 街路築造工事

- ・ アスファルト舗装工 (車道部) 578 m<sup>2</sup>
- ・ アスファルト舗装工 (歩道部) 2424 m<sup>2</sup>
- ・ 表層工 5702 m<sup>2</sup>
- ・ 街きよ (一般部) 264.7m

○ 電線共同溝設置工事

- ・ 管路材設置工 (RR-CCVP φ100) 309.9m
- ・ 共用 FA 管路材設置工 (φ150) 60.0m
- ・ ボディ管路材設置工 (φ250) 55.5m



○ 排水管設置工事

- ・ 管きよ工 (硬質塩化ビニル管 φ250) 56.6m

## 入札情報サービス

## 第1回 入札経過調査

## 第1回

落札者情報						
落札項目	落札内容					
契約部署	建設局第六建設事務所庶務課					
契約番号	28-00442					
開札日時	平成29年3月2日 午前9時30分					
開札場所	建設局第六建設事務所庶務課					
件名	【電子】街路築造工事及び電線共同溝設置工事その3(28六-補73赤羽西)					
予定価格(税込)	231,139,440円					
落札率	100.0%					
落札者氏名	株式会社圏央					
落札金額	231,139,440円					
公表通知書	 指名の理由帳票  概要					
入札経過情報						
No	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	株式会社圏央	214,018,000円	0.0000	16.0000	16.0000	
2	スミセキ・コンテック株式会社	辞退				
3	株式会社関電工	辞退				
4	桐井電設工業株式会社	辞退				
5	世紀東急工業株式会社	辞退				
6	浮間建設株式会社	辞退				
7	株式会社竹中道路	辞退				
8	株式会社ジンワ	辞退				
<a href="#">ハッシュ値一覧</a>						
記事	履行場所 東京都北区赤羽西一丁目地内から同区赤羽西二丁目地内まで 補助第73号線 工事概要 別紙のとおり 工期 契約確定の日から180日間 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

[← 一覧画面へ戻る](#)

工事延長 L=623.7m

○ 街路築造工事

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ・アスファルト舗装工 (車道部) | 6587 m <sup>2</sup> |
| ・アスファルト舗装工 (歩道部) | 2407 m <sup>2</sup> |
| ・街きよ (一般部)       | 424.6m              |

○ 電線共同溝設置工事

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ・管路材設置工 (RR-CCVP φ100) | 309.9m |
| ・共用 FA 管路材設置工 (φ150)   | 60.0m  |
| ・ボディ管路材設置工 (φ250)      | 55.5m  |

○ 排水管設置工事

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ・管きよ工 (硬質塩化ビニル管 φ250) | 56.6m |
|-----------------------|-------|

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年2月16日（金）	議案番号	4
所管部署	東京都建設局		
施工業種	一般土木工事	等級	C
件名	井の頭恩賜公園西園園地整備工事		
場所	東京都三鷹市下連雀一丁目地内		
概要	別紙のとおり		
工期	契約時：契約確定の日から平成29年3月17日まで 契約変更時：契約確定の日から平成29年3月31日まで		
契約者	株式会社 緑峰		
契約金額	契約時：105,591,600円 変更後：112,949,640円		

契約方式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり  (希望業者全21者、指名業者全10者)
入札参加(指名)者	別紙「入札経過調書」のとおり（全10者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全10者）
施工状況	施工完了

## （備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書
- 4 指名業者選定委員会議案
- 5 指名通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書

# 井の頭恩賜公園西園園地整備工事 概要

## 工事概要

工事件名：井の頭恩賜公園西園園地整備工事

工事場所：東京都三鷹市下連雀一丁目地内

工期：平成28年12月5日から平成29年3月17日まで

変更工期：平成28年12月5日から平成29年3月31日まで

工事概要：脱色アスファルト舗装2A 670㎡

脱色アスファルト舗装2B 290㎡

インターロッキング舗装1B 290㎡

コンクリート舗装D 1,230㎡

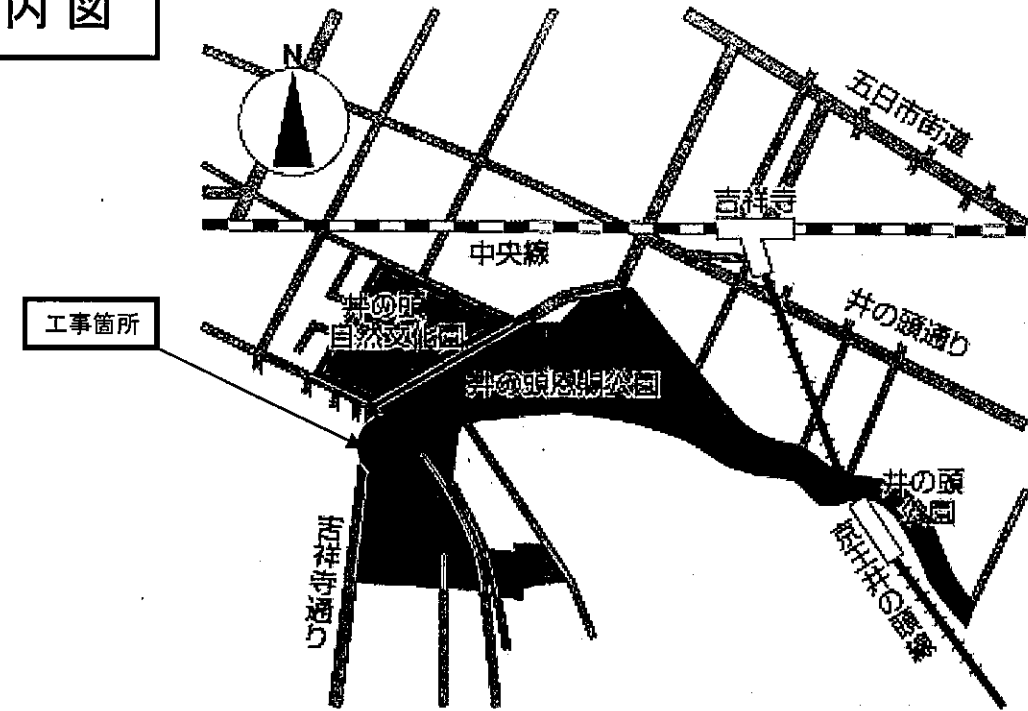
その他 管理用フェンス工、給排水設備工、公園灯設置工

契約金額：¥105,591,600

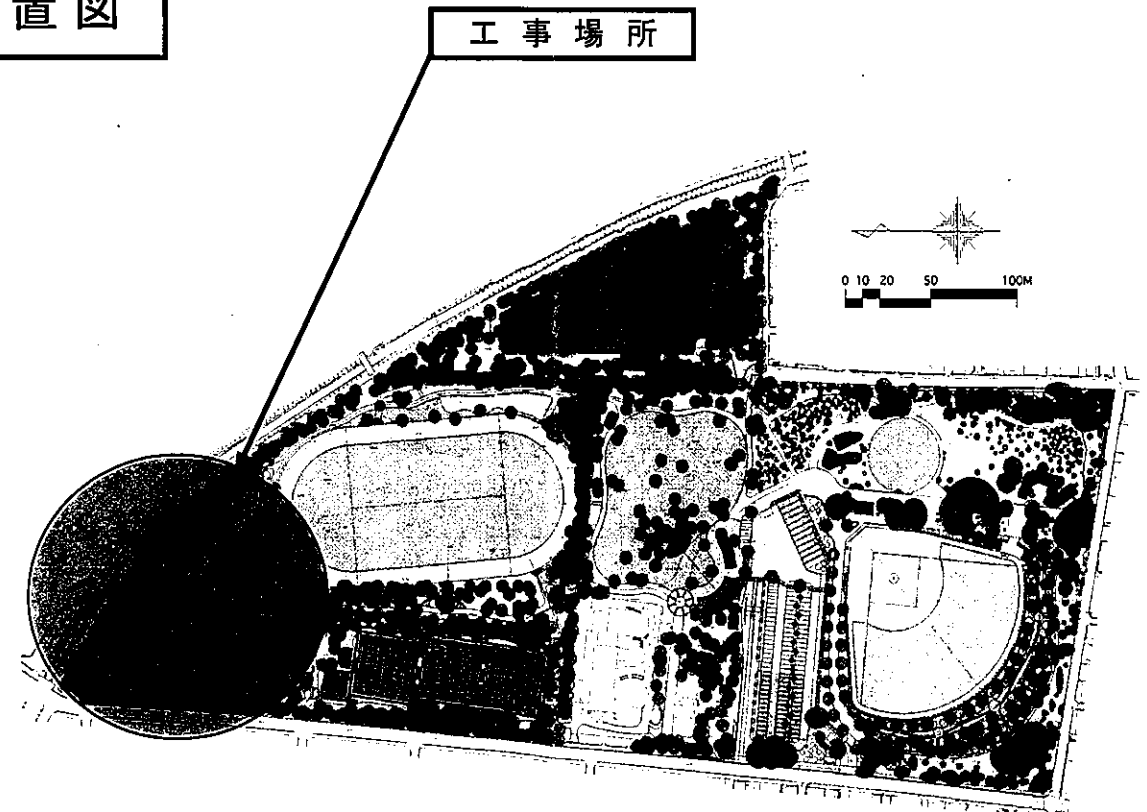
変更金額：¥112,949,640

受注者：株式会社 緑峰

## 案内図



## 配置図





# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	28-00177		
業種	業種	0600:一般土木工事	
	希望受付業種1	0600:一般土木工事	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】井の頭恩賜公園西園園地整備工事		
履行場所	東京都三鷹市下連雀一丁目地内		
概要	透水性アスファルト舗装A 325㎡/脱色アスファルト舗装2A 560㎡/脱色アスファルト舗装2B 849㎡/インターロッキング舗装1B 201㎡/コンクリート舗装C 569㎡/自然石舗装A 87㎡/その他 一式		
履行期間	契約確定の日から平成29年 3月17日まで		
契約方法	希望制指名競争入札		
予定価格 (税込)	105,600,240円		
発注等級	C		
受付等級	B, C, D		
その他	建設リサイクル法対象		
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成28年12月 1日 10時00分		
希望申請期間	平成28年10月24日 10時00分から平成28年10月31日 15時00分まで		
希望申請場所	東京都西部公園緑地事務所庶務課経理係（電子入札案件）		
希望申請要件1	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件2	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件3	◎希望申込は、当所発注案件の同一公表期間、同一業種において1件のみです。		
希望申請要件4	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件5	◎最新の経営規模等評価結果通知書の写しを添付すること。		
希望申請要件6	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望備考	最終日10月31日（月）は15時00分受付終了		
担当局部課	建設局西部公園緑地事務所庶務課		
担当者	櫻井・末菅		
連絡先	0422-47-0112		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

## 発注予定表 希望申請要件

## 希望申請要件1

- ◎提出書類は添付の注意事項を参照してください。
- ◎指名通知予定日 平成28年11月9日
- ◎建設リサイクル法対象工事

## 希望申請要件2

- ◎配置予定技術者の資格が確認できる書類の写しを添付すること。
  - 監理技術者の場合は、資格者証のほかに過去5年間以内の「監理技術者講習修了証」の写しを添付すること。
  - 主任技術者の場合は、資格要件が確認できる書類の写し（資格免許の写し又は実務経験年数が確認できる履歴書等）を添付すること。
- ◎配置予定技術者の3ヶ月以上の雇用が確認できる書類の写しを添付すること。（監理技術者は資格者証の表裏の写し等。主任技術者は健康保険被保険者証の写し等）
- ◎確認のため、希望票の備考欄に営業所（本社又は都と契約する支店等）の専任技術者のお名前を記入してください。

## 希望申請要件4

- ◎東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）5条第1項に基づく排除措置期間でないこと。
- ◎指名停止期間中の者等、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準において、指名が制限されているものでないこと。
- ◎入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等競争入札参加確認登録事項にいう「関係する会社」に該当するもの）は入札に参加できません。

## 希望申請要件6

- ◎建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること
  - ◎専任の配置予定技術者を要す（営業所専任不可）
  - ◎本工事は専任を必要とする主任技術者の兼務を認めます。詳細については、添付の「専任を必要とする主任技術者の兼務について」をご確認ください。
- 主任技術者の兼務にかかる確認部署（工事主管部署）  
工事主管部署：東京都西部公園緑地事務所工事課  
連絡先：工事課長 TEL0422-47-0198

## 発注予定表 発注予定備考

- ◎本案件は、電子入札案件です。申込にあたっては、添付ファイル「公表工事の申込方法及び注意事項」を参照し、希望申請を行ってください。
- ◎最低制限価格は新基準（平成28年6月1日改正）で算定し、設定しています。詳細は添付資料「算定基準の改正について」のとおりです。
- ◎見積金額が予定価格を超過したことを理由に入札を辞退する際は、積算内訳書のご提出をお願いいたします。
- ◎下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条）】

一般土木工事

第1回 入札経過調書			
	公印照合	押印	文書番号 28西公庶契第177号
			契約番号 28-00177
			開札日時 平成28年12月01日 10時00分
			開札場所 東京都西部公園緑地事務所入札室（電子入札案件）
		予定価格	105,600,240円
件名	井の頭恩賜公園西園園地整備工事		
落札者	株式会社緑峰	落札	99.9%
住所	東京都板橋区新河岸一丁目24番22号	金額	105,591,600円
	入札者氏名	入札金額	備考
	1株式会社緑峰	97,770,000円	
	2株式会社オーシャン	辞退	
	3村上建設株式会社	辞退	
	4イビディングリーンテック株式会社	辞退	
	5東新緑地株式会社	辞退	
	6北部緑地株式会社	辞退	
	7株式会社西部緑化	辞退	
	8誠和光建株式会社	辞退	
	9株式会社高野忠工務店	辞退	
	10五建工業株式会社	不参	
記事	履行場所 東京都三鷹市下連雀一丁目地内 工事概要 透水性アスファルト舗装A 325㎡/脱色アスファルト舗装2A 560㎡/脱色アスファルト舗装2B 849㎡ /インターロック舗装1B 201㎡/コンクリート舗装C 569㎡/自然石舗装A 87㎡/その他 一式 工期 契約確定の日から平成29年 3月17日まで		

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）。

別記第9号様式（第39条関係）

契約内容変更決定通知書

28西公庶契第177号の2  
平成29年 3月10日

東京都西部公園緑地事務所長 殿

東京都西部公園緑地事務所長  
(公印省略)

件名	井の頭恩賜公園西園園地整備工事		
履行場所	東京都三鷹市下連雀一丁目地内		
契約年月日	平成28年12月 2日	文書記号・番号	28西公庶契第177号
契約の相手方	株式会社緑峰		
契約金額	既定	変更予定	増(△)減
	-	-	-
履行期限	既定	変更予定	増(△)減
	契約確定の日から平成29年 3月17日まで	契約確定の日から平成29年 3月31日まで	9日間
前払金	既定	変更予定	増(△)減
中間前払金	既定	変更予定	増(△)減
備考			

契約内容変更決定通知書

28西公庶契第177号の3

平成29年 3月24日

東京都西部公園緑地事務所長 殿

東京都西部公園緑地事務所長  
(公印省略)

件名	井の頭恩賜公園西園園地整備工事		
履行場所	東京都三鷹市下連雀一丁目地内		
契約年月日	平成28年12月 2日	文書記号・番号	28西公庶契第177号
契約の相手方	株式会社緑峰		
契約金額	既定	変更予定	増(△)減
	105,591,600円 (うち消費税及び地方消費税の額 7,821,600円)	112,949,640円 (うち消費税及び地方消費税の額 8,366,640円)	7,358,040円 (うち消費税及び地方消費税の額 545,040円)
履行期限	既定	変更予定	増(△)減
	-	-	-
前払金	既定	変更予定	増(△)減
中間前払金	既定	変更予定	増(△)減
備考			

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年2月16日（金）	議案番号	5
所管部署	東京都下水道局		
施工業種	電気工事	等級	A
件名	芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事		
場所	港区港南一丁目2番28号（芝浦水再生センター内） 港区芝浦四丁目20番48号（芝浦ポンプ所内）		
概要	別紙「工事概要」のとおり		
工期	契約締結の日の翌日から240日間 （平成28年10月29日から29年10月23日まで）		
契約者	メタウォーター株式会社		
契約金額	契約時：237,600,000円 変更後：237,373,200円		

契約方式	随意契約
応募（指名）者	メタウォーター株式会社
入札参加（指名）者	メタウォーター株式会社
入札経過（結果）	メタウォーター株式会社
施工状況	施工完了

## （備考）

## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 希望票兼予定監理技術者等調書
- 3 指名業者選定委員会議案一式
- 4 指名通知書
- 5 見積経過調書
- 6 工事請負契約書（表紙）
- 7 契約内容の変更について、承諾書

# 芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事 工事概要

- 1 契約件名 芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 契約時：237,600,000円  
変更後：237,373,200円
- 4 契約の相手方 メタウォーター株式会社
- 5 工期 契約締結の日の翌日から240日間  
(平成28年10月29日から29年10月23日まで)
- 6 契約締結年月日 平成28年10月28日
- 7 工事内容

芝浦水再生センターは、昭和6年に稼働した東京で3番目に古い水再生センターである。処理区域は、千代田・中央・港・新宿・渋谷区の大部分及び品川・文京・目黒・世田谷・豊島区の一部で、面積は6,440ヘクタール（JR山手線の内側の広さに相当）である。

本工事は、別途施工の機械設備工事等により必要となる監視制御設備の改良を行い、水処理機能の向上を図るものである。

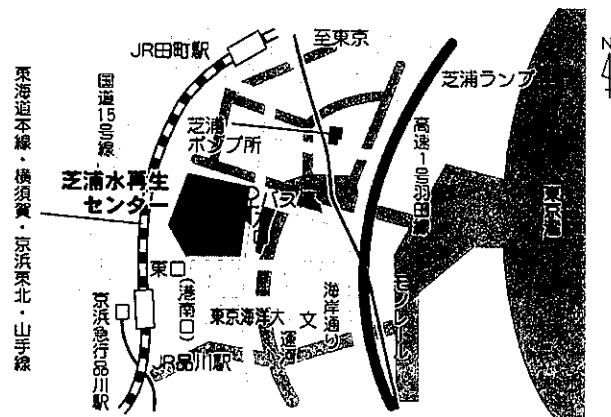
## (1) 水再生センター諸元

- ・所在地 港区港南一丁目2番28号
- ・敷地面積 199,127m<sup>2</sup>
- ・下水処理能力 830,000m<sup>3</sup>/日

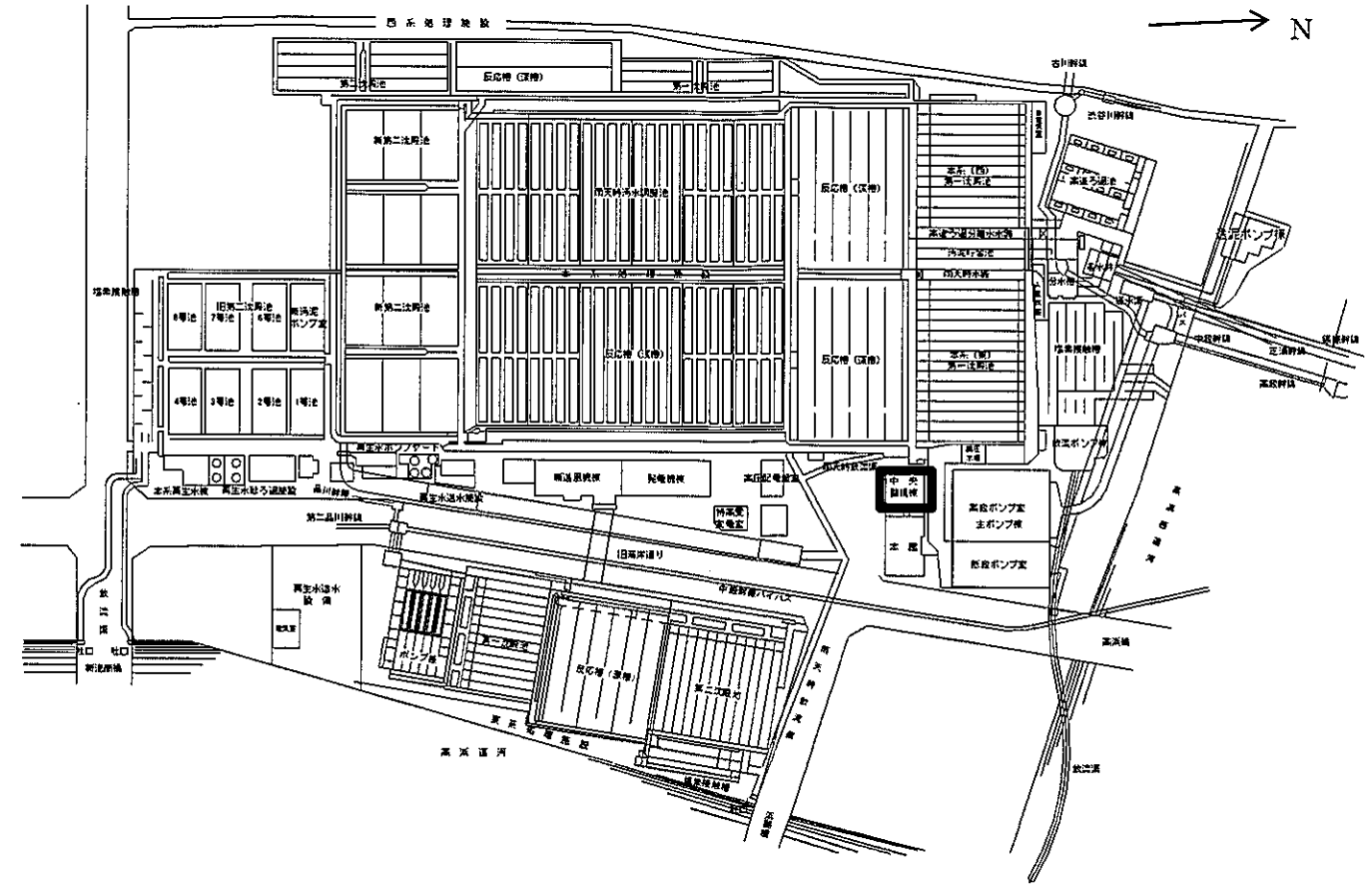
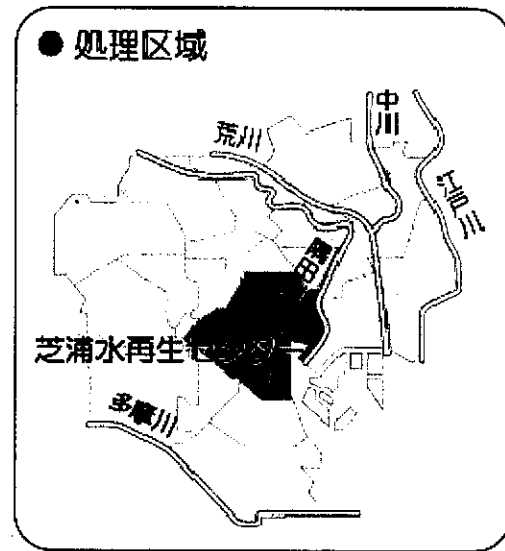
## (2) 工事概要

- ・監視制御設備改良 一式
- ・配電盤設備改良 一式
- ・工業用テレビ設備改良 一式
- ・計装設備改良 一式
- ・配線工事 一式

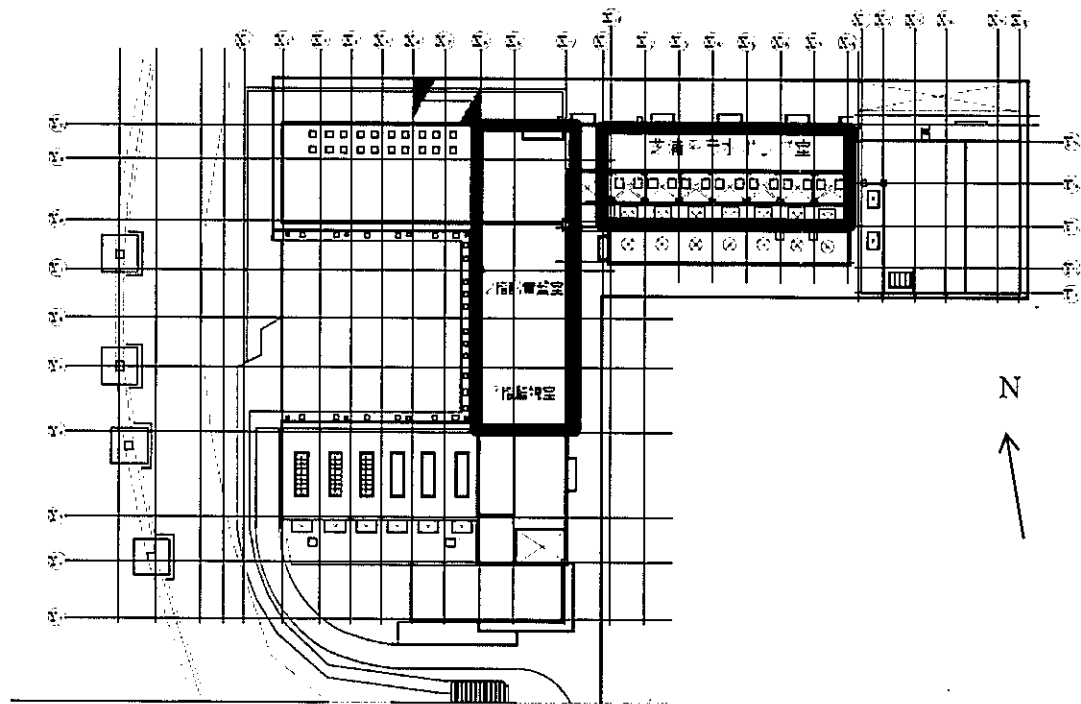
## 8 所在図及び平面図



所在図



平面図（芝浦水再生センター）  施工箇所




平面図（芝浦ポンプ所）  施工箇所



入札情報サービス

## 第1回 見積経過調書

## 第1回

採用者情報			
採用項目	採用内容		
契約部署	下水道局経理部契約課		
契約番号	28-設-146		
見積日時	平成28年10月27日 午後2時00分		
見積場所	契約課カウンター		
件名	芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事		
採用者氏名	メタウォーター株式会社		
採用金額	237,600,000円		
公表通知書	 随契理由		
見積経過情報			
No	見積者氏名	見積金額	備考
1	メタウォーター株式会社	220,000,000円	
記事	履行場所 港区港南一丁目2番28号(芝浦水再生センター内) 港区芝浦四丁目20番48号(芝浦ポンプ所内) 工事概要 監視制御設備改良一式 配電盤設備改良一式 工業用テレビ設備改良一式 計装設備改良一式 配線工事一式 工期 契約締結の日の翌日から240日間 契約締結予定日 平成28年10月28日		

← 前画面へ戻る

随意契約で処理した案件について

工 事 件 名	芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事		
履 行 場 所			
種 別 (業 種)	電気工事		
概 要	1 監視制御設備改良 一式 2 配電盤設備改良 一式 3 工業用テレビ設備改良 一式 4 計装設備改良 一式 5 配線工事 一式		
工事着手の時期			
工事完成の時期			
契約の相手方	所 在 地	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地	
	商号又は名称	メタウォーター株式会社	
契 約 金 額	¥237,600,000.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥17,600,000.-)		
随 契 理 由	<p>本件は、芝浦水再生センター及び芝浦ポンプ所の監視制御設備について、別途施工の機械設備工事等により必要となる改良を行い、水処理機能の向上を図るものである。</p> <p>今回改良する監視制御コントローラ等は、監視制御設備の重要装置であり、正常な稼働を確保するには、製造会社固有の技術と高度な知識が必要不可欠である。</p> <p>上記業者は、本設備の製造設置業者であり、性能、構造等を熟知していることから、本工事を円滑に遂行できる唯一の業者である。</p>		
契 約 月 日	平成28年10月28日	所 属	中部下水道事務所
契 約 番 号	28下経契設第146号		